

三重県地域防災計画
—地震・津波対策編—
〈未定稿〉

三重県防災会議

<目 次>

第1部 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 本県の地震・津波対策の考え方

第2節 計画の位置づけ及び構成

第2章 計画関係者の責務等

第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割

第2節 県・市・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害

第1節 三重県の特質

第2節 本県における既往の地震・津波災害

第4章 被害想定等

第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定

第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定

第3節 地震・津波に関する調査研究の推進

第2部 災害予防・減 災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 県民や地域の防災対策の促進

第2節 防災人材の育成・活用

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第4節 ボランティア活動の促進

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進

第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進

第2節 公共施設等の防災対策の推進

第3節 危険物施設等の防災対策の推進

第4節 地盤災害防止対策の推進

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

第4節 受援・応援体制の整備

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進

第7節 防災訓練の実施

第8節 災害廃棄物処理体制の整備

第3部
発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

- 第1節 活動態勢の整備
- 第2節 通信機能の確保
- 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等
- 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報態勢の確保と運用
- 第5節 広域的な受援・応援体制の整備
- 第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等
- 第7節 災害救助法の適用

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

- 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保
- 第2節 水防活動
- 第3節 ライフライン施設の復旧・保全
- 第4節 公共施設の復旧・保全
- 第5節 ヘリコプターの活用

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

- 第1節 救助・救急及び消防活動
- 第2節 医療・救護活動

第4章 避難及び被災者支援等の活動

- 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営
- 第2節 災害時要援護者対策
- 第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保
- 第4節 ボランティア活動の支援
- 第5節 防疫・保健衛生活動
- 第6節 災害警備活動
- 第7節 遺体の取り扱い

第5章 救援物資等の供給

- 第1節 緊急輸送手段の確保
- 第2節 救援物資等の供給
- 第3節 給水活動

第6章 特定災害対策

- 第1節 海上災害への対策
- 第2節 危険物施設等の保全

第7章 復旧に向けた対策

- 第1節 廃棄物対策活動
- 第2節 住宅の保全・確保
- 第3節 文教等対策
- 第4節 災害義援金等の受入・配分

第4部
復旧・復興対
策

第1章 復旧・復興対策

- 第1節 激甚災害の指定
- 第2節 被災者の生活再建に向けた支援
- 第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

特別対策
東海地震に関
する緊急対策

第1章 対策の目的等

第1節 対策の目的及び関係機関の役割

第2章 緊急対策

第1節 地震災害警戒本部の設置等

第2節 社会の混乱防止のためにとるべき措置

第3節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

第4節 学校・園における児童生徒等の安全確保

第5節 救急・救助活動及び消防活動

第6節 医療・救護活動態勢の確保

第7節 緊急輸送態勢の確保

第8節 水防活動

第9節 緊急の交通・輸送機能の確保

第10節 広域的な受援・応援体制の整備

第11節 ライフライン施設の安全対策

第12節 公共施設の安全対策

第13節 危険物施設等の安全対策

第14節 食料及び生活必需品等の確保

第15節 社会秩序の維持

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 本県の地震・津波対策の考え方

第1項 本県のおかれている状況

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から3年を経過しました。今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けておられます。

この東日本大震災以上の地震や津波が明日襲ってくるかもしれない。これが三重県が直面している現実です。

歴史資料で地震の発生が明らかになっている684年以降の過去約1400年間を見ると、駿河湾から九州沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約100～200年の間隔で発生しており、その中でも、これまでに本県に大きな被害をもたらしてきた地震は、おおむね100～150年周期で発生していることが記録に残されています。近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たりますが、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから約70年が経過しており、南海トラフにおける大規模地震発生の可能性が、確実に高まってきていると言えます。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は70%程度とされています。

これらのことを踏まえ、国の中央防災会議においては、想定外をなくすという考え方のもと、「南海トラフ沿いで発生する可能性のある、理論上最大クラスの地震」を想定し、これらの地震への対策を喫緊の課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところです。

南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生した場合の本県の被害想定は第4章のとおりで、……（被害想定結果に基づき概要を記載）……。

東日本大震災において新たに課題が浮き彫りとなった津波対策をはじめ、阪神・淡路大震災で学びながら、未だ道半ばの耐震化対策など、本県として今やるべき防災対策を確実にやっておかなければ、近い将来必ず後悔する。これが、本県が今おかれている状況です。

しかし、この事実を踏まえ、全員が危機感を持って事前の地震・津波対策に万全を期しておけば被害を大幅に低減でき、死者数を限りなくゼロに近づけていくことが可能となります。

また、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することが可能となります。

第2項 本県の地震・津波対策の考え方

1. 地震・津波対策の基本的な考え方と目標

県・市町・防災関係機関・事業者・地域・県民の総合力で地震・津波対策に取り組みます。

「自助」「共助」「公助」の有機的な連携なしに県民の生命は救えない。これが東日本大震災で学んだ貴重な教訓であり、本計画の根幹をなす考え方です。

そのためには、各々が防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる“防災の日常化”という概念の定着を図る必要があります。

県や市町、防災関係機関が防災対策の中心となって災害予防・減災対策、発災後対策、復旧・復興対策に取り組んでいく方針に変わりはありませんが、“防災の日常化”という概念のもと、これらをもう一步前に進めるとともに、事業者、地域、県民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助」「共

助」「公助」が一体となった防災対策体制の構築を本計画で目指していきます。

そして本計画に基づく防災対策によって、

「地震・津波による死者数を限りなくゼロに近づける。」

これを本県の地震・津波対策の目標として取り組みます。

2. 地震・津波対策の対象とする地震

死者数を限りなくゼロに近づける。そのための地震・津波対策を検討するため、本計画においては次の3つの地震モデルを想定し、災害予防・減災対策を講じることとしています。

① 過去最大クラスの南海トラフ地震

過去約100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、現実としてこの地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定しました。

② 理論上最大クラスの南海トラフ地震

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、この地域における最大クラスの南海トラフ地震を想定しました。

③ 県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震

県内に存在が確認されている活断層のうち、各地域に大きな被害をもたらすことが想定される活断層として、「養老―桑名―四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯」、「頓宮断層帯」を選択し、それぞれに地震モデルを想定しました。

3. 災害予防・減災対策への地震モデルの活用

①の過去最大クラスの南海トラフ地震については、発生が予測される“揺れ”と“津波”に対して、ハード、ソフト両面からの対策を講じます。

地域によって被害の様相が大きく異なる本県の特性をふまえ、地震や津波に対して、海岸保全施設や河川施設等の機能が確保されることにより、生命や財産を守ることができる可能性の高い地域については、一義的にはハード対策で被害の発生を未然に防ぐことを前提としつつ、東日本大震災において、ハードへの過度な信頼感が人的被害の拡大を招いたという教訓をふまえ、これに早期避難等のソフト対策を加えることで万全を期していきます。

一方、ハード面の整備だけで守り抜くことが困難な地域については、ハード対策により可能な限り被害の軽減を図りつつも、ソフト対策を中心とした対策を講じていくことで命を守ります。

②の理論上最大クラスの南海トラフ地震は、基本的には“津波”から命を守る、避難対策のためのモデルです。津波に対するほとんどのハード対策が及ばないレベルの地震となりますので、住民等が“いつまでに”“どこまで”避難すれば命が助かるかを示し、そのための対策を講じることを一義的な目的とします。

さらに、防災対策上、特に重要な施設については、このレベルの地震でも機能を喪失することがないように、万全の対策を講じることを目指します。

③の内陸直下型地震については、特に内陸部における“揺れ”対策に活用します。建物の耐震化や家具固定、火災発生の未然防止策等を徹底するとともに、土砂災害やため池の決壊等の地盤災害の未然防止や土砂災害危険地域の避難対策を講じることで、死者数ゼロを目指します。

また、活断層の位置情報は、学校や病院等重要施設の建設や移転場所を検討する際の参考とすることで、被害の拡大防止につなげていきます。

4. 地震・津波発災時・発災後の対応

これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波災害への対応が本計画における新たな課題となります。東日本大震災と同規模かそれ以上の津波の襲来が想定され、沿岸部全域にわたり甚大な被害が生じることは避けられません。

このことから、本計画では、これまで進めてきた防災対策に東日本大震災で得た新たな知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、新たに次の二つの対策を重要課題と位置づけて防災対策に取り組むこととします。

(1) 災害時要援護者に最大限配慮した津波避難対策

津波から県民の生命を救い、死者数を限りなくゼロに近づけるためには、災害時要援護者の避難対策が重要な課題となります。特に短時間での巨大津波の到達が想定される県南部地域においては、あらゆる手段を尽くした災害時要援護者の避難対策が必要とされます。

(2) 県内市町間、県外府県等との連携による広域的な応援・受援体制整備

南海トラフ地震は、近県を含めた広域的な被害の発生が想定されます。

沿岸部を中心に多数の被災者が発生し、広い範囲での救助・救出活動や、避難場所から避難所への速やかな被災者の移送、大勢の避難者を長期間にわたって受け入れるための体制の整備が求められます。これらを被災市町のみで対応することは不可能なことから、県内内陸部市町、他府県(市町)、ボランティア等と連携した、広域的な応援・受援体制の整備が必要とされます。

5. 復旧・復興対策

発災後、早期の社会インフラや行政機能、経済活動の回復、被災者個人の生活再建をめざす「復旧対策」に加え、現在、東北の被災地が直面している“発災後3年が経過しても思うように地域の復興が進まない”という課題に鑑み、発災後の地域の「復興対策」までを念頭に置いた防災対策の検討に着手します。

東日本大震災で得た、“平常時から様々な利害関係者の参画と合意に基づく復興計画づくりを進めておくことが重要”という知見に基づき、まずは復興計画づくりに向けた基本的な姿勢と方針を本計画で示します。

6. 本計画に基づく県の行動計画等との関係

本計画に掲げた県の防災対策に関する総合的な行動計画として、「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、具体的な達成目標を掲げて防災対策に取り組むこととします。

また、第3部「発災後対策」に掲げた県の活動項目に関する具体的な要領を示す、「三重県地震・津波対策応急活動要領(仮称)」を策定し、防災訓練等での活用を図りながら発災時に備えることとします。

さらに、第4部「復旧・復興対策」において掲げる復興体制については、事前検討を行うための取り組みとして「復興対策検討会議(仮称)」を県庁内に設置し、復興体制や復興方針等についての検討を行うことにより、発災後の復旧から復興へと対策をスムーズに進めるための体制を事前に構築します。

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

この計画は、基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する「三重県地域防災計画」の「地震・津波対策編」であり、第4章に掲げる「被害想定等」を前提としています。

なお、この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づく地震防災強化計画及び東南海特措法第6条第2項の規定に基づく推進計画を含むものであり、この計画中、「特別対策 東海地震に関する緊急対策」が大震法第6条第1項第1号に基づき、同法第3条第1項による東海地震に係る地震防災対策強化地域において警戒宣言が発せられた場合にとるべき「地震防災応急対策」に係る措置となります。

これらのことを踏まえ、地震防災対策強化地域を除く市町、防災関係機関等においても、地震防災強化計画に準じて、各々の計画に基づき、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合の緊急応急対策に万全を期するものとします。

また、この計画は県、市町、防災関係機関、県民等の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとします。

第2項 計画の構成

第1部 総 則	○ 計画の目的や方針、県、市町、防災関係機関、県民等の防災上の責務や役割や想定される地震・津波災害の被害等について書かれています。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において地震・津波災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれています。
第3部 発災後対策	○ 県災対本部の部隊活動を中心に、市町や防災関係機関、県民等が地震発生後に取り組むべき対策について書かれています。
第4部 復旧・復興対策	○ 被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等について書かれています。
特別対策 東海地震に関する応急対策	○ 東海地震に係る地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う応急対策について書かれています。

<地域防災計画（地震・津波対策編）の構成>

第1部 総則			
第1章	計画の目的・方針	第1節	本県の地震・津波対策の考え方
		第2節	計画の位置づけ及び構成
第2章	計画関係者の責務等	第1節	県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割
		第2節	県・市・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3章	三重県の特質及び既往の地震・津波災害	第1節	三重県の特質
		第2節	本県における既往の地震・津波災害
第4章	被害想定等	第1節	プレート境界型地震にかかる被害想定
		第2節	内陸直下型地震にかかる被害想定
		第3節	地震・津波に関する調査研究の推進

第2部 災害予防・減災対策			
第1章	自助・共助を育む対策の推進	第1節	県民や地域の防災対策の促進
		第2節	防災人材の育成・活用
		第3節	自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化
		第4節	ボランティア活動の促進
		第5節	企業・事業所の防災対策の促進
		第6節	児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進
第2章	安全な避難空間の確保	第1節	避難対策等の推進
第3章	地震・津波に強いまちづくりの推進	第1節	建築物等の防災対策の推進
		第2節	公共施設等の防災対策の推進
		第3節	危険物施設等の防災対策の推進
		第4節	地盤災害防止対策の推進
第4章	緊急輸送の確保	第1節	輸送体制の整備
第5章	防災体制の整備・強化	第1節	災害対策機能の整備及び確保
		第2節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保
		第3節	医療・救護体制及び機能の確保
		第4節	受援・応援体制の整備
		第5節	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備
		第6節	ライフラインにかかる防災対策の推進
		第7節	防災訓練の実施
		第8節	災害廃棄物処理体制の整備

第3部 発災後対策			
第1章	災害対策本部機能の確保	第1節	活動態勢の整備
		第2節	通信機能の確保
		第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等
		第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報態勢の確保と運用
		第5節	広域的な受援・応援体制の整備
		第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等
		第7節	災害救助法の適用
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	第1節	緊急の交通・輸送機能の確保
		第2節	水防活動
		第3節	ライフライン施設の復旧・保全
		第4節	公共施設の復旧・保全
		第5節	ヘリコプターの活用
第3章	救助・救急及び医療・救護活動	第1節	救助・救急及び消防活動
		第2節	医療・救護活動
第4章	避難及び被災者支援等の活動	第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営
		第2節	災害時要援護者対策
		第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保
		第4節	ボランティア活動の支援
		第5節	防疫・保健衛生活動
		第6節	災害警備活動
		第7節	遺体の取り扱い
第5章	救援物資等の供給	第1節	緊急輸送手段の確保
		第2節	救援物資等の供給
		第3節	給水活動
第6章	特定災害対策	第1節	海上災害への対策
		第2節	危険物施設等の保全
第7章	復旧に向けた対策	第1節	廃棄物対策活動
		第2節	住宅の保全・確保
		第3節	文教等対策
		第4節	災害義援金等の受入・配分

第4部 復旧・復興対策			
第1章	復旧・復興対策	第1節	激甚災害の指定
		第2節	被災者の生活再建に向けた支援
		第3節	復興体制の構築と復興方針の策定

特別対策 東海地震に関する緊急対策			
第1章	対策の目的等	第1節	対策の目的及び関係機関の役割
第2章	緊急対策	第1節	地震災害警戒本部の設置等
		第2節	社会の混乱防止のためにとるべき措置
		第3節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保
		第4節	学校・園における児童生徒等の安全確保
		第5節	救急・救助活動及び消防活動
		第6節	医療・救護活動態勢の確保
		第7節	緊急輸送態勢の確保
		第8節	水防活動
		第9節	緊急の交通・輸送機能の確保
		第10節	広域的な受援・応援体制の整備
		第11節	ライフライン施設の安全対策
		第12節	公共施設の安全対策
		第13節	危険物施設等の安全対策
		第14節	食料及び生活必需品等の確保
		第15節	社会秩序の維持

第3項 計画の修正

この計画は、基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとします。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 1 県 災 対 本 部 ……三重県災害対策本部をいう。
- 2 地 方 部 ……三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 3 市 町 災 対 本 部 ……市町災害対策本部をいう。
- 4 県 水 防 本 部 ……三重県水防本部をいう。
- 5 県 水 防 支 部 ……三重県水防本部の支部をいう。
- 6 判 定 会 ……気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
- 7 防 災 関 係 機 関 ……国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 8 基 本 法 ……災害対策基本法をいう。
- 9 救 助 法 ……災害救助法をいう。
- 10 大 震 法 ……大規模地震対策特別措置法をいう。
- 11 東 南 海 特 措 法(※) ……東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。
- 12 災 害 時 要 援 護 者 ……高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう
- 13 復 興 法 ……大規模災害からの復興に関する法律をいう。
- 14 南 海 ト ラ フ 地 震 ……本計画第1章第1節第2項2. に規定する「① 過去最大クラスの南海トラフ地震」と「② 理論上最大クラスの南海トラフ地震」の2つの地震の総称
- 15 その他の用語については、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の例によります。

※ 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」は、地震名称を「南海トラフ地震」と改めた上で内容の一部が改正され、平成25年12月27日付けで施行された。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割

第1項 県・市町・防災関係機関の実施責任及び役割

1. 県

- (1) 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- (2) 県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- (3) 県は、市町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関にかかる防災対策の総合調整を行う。

2. 市町

- (1) 市町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- (2) 市町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

3. 指定地方行政機関

- (1) 指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- (2) 指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施する。
- (2) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、市町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 県民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1. 県民

- (1) 県民は、常に地震・災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。
- (2) 県民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

2. 自主防災組織

- (1) 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- (2) 自主防災組織は、地域において地域住民等、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3. 事業者

- (1) 事業者は、常に地震・津波に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- (2) 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理 (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
<p>県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

第2項 市町の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
市町	(1) 市町防災会議及び市町災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市町営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理 (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
市町消防	(1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除及び被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1. 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制 (5) 情報の収集及び連絡 (6) 津波警報等の伝達

<p>東海財務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置
<p>東海北陸厚生局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害状況の情報収集、連絡調整 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
<p>東海農政局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。 (11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備 (12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
<p>近畿中国森林管理局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災を考慮した森林施業 (2) 国有保安林、治山施設等の整備 (3) 国有林における予防治山施設による災害予防 (4) 国有林における荒廃地の復旧 (5) 災害対策用復旧用材の供給
<p>中部経済産業局</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 (2) 電力、ガスの供給の確保に関する指導 (3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置
<p>中部近畿産業保安監督部</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物及びその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に関する監督指導

<p>中部運輸局</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨 (3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導 (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 (5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 (7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 (8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 (9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 (10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援
<p>大阪航空局 中部空港事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 航空保安施設の管理運用 (2) 航空機乗組員に対する航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供 (3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するための航空交通管制 (4) 航空輸送の要請に速やかに対応するための緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携した緊急輸送の適切な実施に必要な措置
<p>第四管区海上保安本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。 (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。 (4) 船舶交通の障害の除去に関すること。 (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。 (6) 法令の海上における励行に関すること。
<p>津地方气象台</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
<p>東海総合通信局</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 非常通信協議会の運営に関すること (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
三重労働局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施
中部地方整備局 近畿地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管施設の耐震性の確保 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (4) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (5) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画及び事業実施 (7) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣及び被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援 (8) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (9) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (10) 所管施設の緊急点検の実施 (11) 情報の収集及び連絡 (12) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (13) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (14) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動
中部地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局 東海防衛支局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所有財産の使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

2. 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

3. 指定公共機関

機関名	内 容
西日本電信電話株式会社三重支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備 (4) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 <ul style="list-style-type: none"> ① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 ② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社NTTドコモ東海支社 三重支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
KDDI株式会社中部総支社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害普及措置
ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害普及措置
日本銀行名古屋支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言発令時の預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のために金融機関が実施する事前措置への協力 (2) 災害発生時の次の措置 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

	<ul style="list-style-type: none"> ② 罹災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。 ③ 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 罹災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約 2. 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までの罹災関係手形等に対する不渡処分への猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形交換持出の容認 3. 災害関係融資について実情に即した措置 ④ 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。 ⑤ 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。 ⑥ 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。 ⑦ 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。
日本赤十字三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言等の発令に伴う、医療救護の派遣準備災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (3) 救援物資の配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の受付及び配分 (6) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会津放送局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知 (4) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (5) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道及び新名神高速道路の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
独立行政法人水資源機構	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言発令時における警戒本部の設置並びに地震防災、応急対策の推進 (2) 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施
東海旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言発令時の情報伝達 (2) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等

	<p>(3) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止</p>
<p>西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p>	<p>(1) 警戒宣言時の正確、迅速な伝達 (2) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (3) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (4) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (5) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (6) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理 (7) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (8) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理 (9) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理</p>
<p>中部電力株式会社三重支店、関西電力株式会社和歌山支店</p>	<p>(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施</p>
<p>東邦ガス株式会社</p>	<p>(1) ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施 (2) 東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</p>
<p>日本郵便株式会社</p>	<p>(1) 災害時における郵便業務の確保 ① 郵便物の送達の確保 ② 郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</p>

<p>独立行政法人 国立病院機構</p>	<p>(1) 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置 (2) 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療 (3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援</p>
--------------------------	---

4. 指定地方公共機関

機関名	内 容
<p>三重県医師会</p>	<p>(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動</p>
<p>三重テレビ放送 株式会社</p>	<p>(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。</p>
<p>三重エフエム放 送株式会社</p>	<p>(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。</p>
<p>三重交通株式 会社</p>	<p>(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送</p>
<p>三重県トラック 協会</p>	<p>(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車</p>
<p>近畿日本鉄道株 式会社</p>	<p>(1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理</p>
<p>三重県LPガス 協会</p>	<p>(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給</p>

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体 (農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等)	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体(日赤奉仕団、婦人会、青年団等)	(1) 被災者の救助活動及び義捐金品の募集等について協力
危険物施設等の管理者	(1) 市町等の防災機関と密接な連絡、並びに危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の管理機関	(1) 港湾施設(防潮堤、水門、防潮扉、岸壁等)の維持管理、並びに災害予防、復旧の実施
土地改良区	(1) 防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施
一般乗合旅客自動車運送事業者 (三重交通株式会社を除く)	(1) 三重交通株式会社に準ずる。
鉄道事業者(東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く)	(1) 近畿日本鉄道株式会社に準ずる。
ガス事業者(東邦ガス株式会社、三重県LPガス協会を除く)	(1) 東邦ガス株式会社及び三重県LPガス協会に準ずる。

第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害

第1節 三重県の特質

第1項 地 形

三重県の概形は、南北の長さが約170 km、東西は約80 kmと、南北に細長い不等辺四角形をしており、国土地理院の資料によれば、面積は5,761.63k m²である。

本県の北は、養老山脈と木曾川をはさんで、岐阜、愛知県と接し、西は鈴鹿山脈、信楽山地、笠置山地及び台高山脈を隔て滋賀、奈良両県に連なり、一部京都府とも境する。南は、熊野川を境として和歌山県に続いており、東及び南東部は伊勢湾、熊野灘がひらける。したがって本県の地形は、おおむね西に高く東に低い形となり、水系も鈴鹿川、櫛田川、宮川など東流するものが多い。

地理区としては、地質構造上西南日本を内帯・外帯に分けるいわゆる中央構造線が本県のほぼ中部を櫛田河谷から伊勢市へ東西、又は東北東に走っており、これによって地形も大きく南北に二分される。両者は、山地・盆地・低地・海岸において対照的な地形を呈する。

北部は、北北西に延びて鈴鹿山脈に対局する養老山脈を除けば、すべて南北方向から南西方向へと湾曲するかたちの鈴鹿山脈、布引山脈、高見山地などが互いに雁行配列をなし、中山性の山地で山頂部には、準平原遺跡である小起伏面を残している。これらの山地は、近畿地方において、中央構造線より北側の地域に一般的にみられる地壘性の山地であり、ことにその東側及び南側には見事な断層崖地形がみられる。また山麓には、第三系の丘陵、洪積台地、沖積平野や海岸平野が階段状に広がり、海岸線も滑らかで、広く伊勢平野や伊賀盆地を形成している。伊勢平野の伊勢湾沿岸低地は、北部に海拔0 m地帯が広がるなど県内における地盤高は最低で、地耐力も低くプレート境界地震に対し震源距離があるにもかかわらず、震度が大きくなる傾向がある。

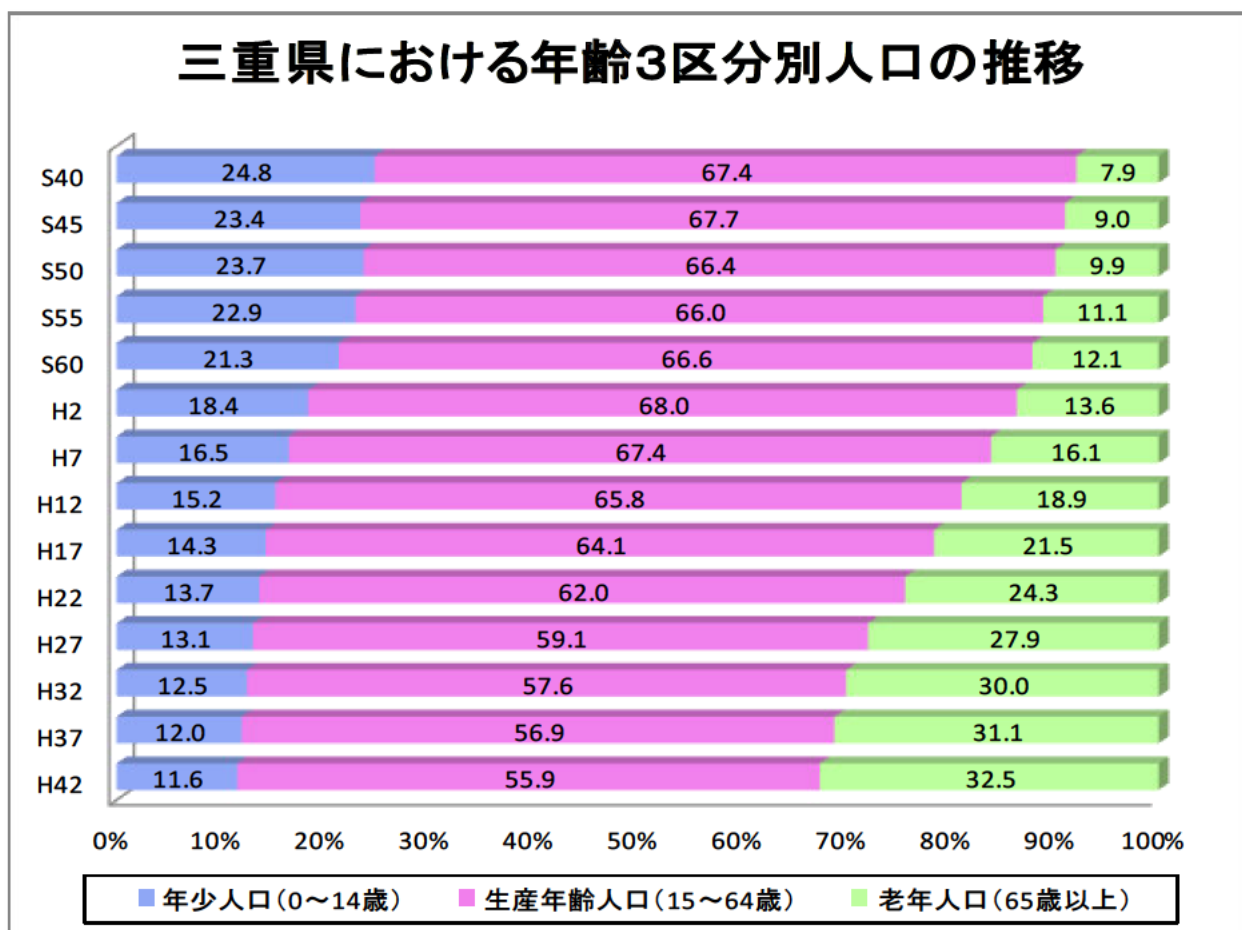
南部は、南北方向にのびる背梁山台高山脈と、これに直交あるいは斜交するかたちで東西又は東北東方向に二列の稜線が走り、北部の高見山地も含めて互いに平行配列している。

これらの山地は、東及び南へ次第にその高度を減じ、北部のように丘陵、平地がほとんどなく、屈曲に富む沈水性の海岸で熊野灘に没している。リアス式海岸が続く熊野灘沿岸地域は、海岸線から主分水界までの距離が短いために平野部が少なく、プレート境界地震の震源域に面していることから、地震発生から津波到達までの時間が極めて短くなるとともに、津波高は高くなる傾向にある。

第2項 防災をめぐる社会的条件

1. 少子高齢化の進展

三重県の人口を「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」の年齢3区分別に見ると、少子高齢化の進行により、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下し、老年人口の割合が増加してきており、平成42年（2030年）には県内の老年人口の割合が32.5%に達することが予測されている。



[出典：総務省「平成22年国勢調査」、平成27年以降は県の独自推計]

高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な災害時要援護者も多く、東日本大震災での死亡者の年齢構成を見ると、全体の約65%を60歳以上の高齢者が占めており、老年人口割合の増加は、全人口に占める災害時要援護者の割合の増加にもつながると言える。

これら災害時要援護者の支援にあたっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、住民に対する防災知識の普及等による「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図ることが、少子高齢化社会における防災対策として重要である。

2. 人口の偏在化

三重県の人口を地域別に見ると、人口の7割以上が北勢及び中南勢地域に集中しており、県内の人口の偏在化が顕著となっている。

北勢及び中南勢地域では、多くの人口が伊勢湾に面する平野部に集中しており、津波の到達までは比較的時間の余裕があるものの、一度浸水が始まると行政区域内の大部分が津波による浸水区域となる地域、海拔0m地帯や地盤の液状化に見舞われることが予想される地域など、長時間の浸水が想定される場所に多くの住民が生活している。

市町別年齢3区分別人口

	総数	県人口に 対する割合	平成22年人口（割合）					
			0～14歳		15～64歳		65歳以上	
三重県計	1,854,724		253,174	13.7%	1,142,275	62.0%	447,103	24.3%
桑名市	140,290	7.6%	20,392	14.7%	88,084	63.6%	29,981	21.7%
四日市市	307,766	16.6%	44,026	14.4%	196,593	64.2%	65,609	21.4%
いなべ市	45,684	2.5%	6,345	13.9%	29,043	63.6%	10,282	22.5%
鈴鹿市	199,293	10.7%	30,510	15.5%	127,780	64.9%	38,500	19.6%
亀山市	51,023	2.8%	7,311	14.4%	32,400	63.9%	10,957	21.6%
木曽岬町	6,855	0.4%	797	11.6%	4,466	65.1%	1,592	23.2%
東員町	25,661	1.4%	3,373	13.2%	16,946	66.2%	5,289	20.7%
菰野町	39,978	2.2%	6,123	15.4%	24,553	61.8%	9,051	22.8%
朝日町	9,626	0.5%	2,025	21.1%	5,801	60.5%	1,757	18.3%
川越町	14,003	0.8%	2,312	16.7%	9,035	65.3%	2,487	18.0%
北勢計	840,179	45.3%	123,214	14.7%	534,701	63.6%	175,505	20.9%
津市	285,746	15.4%	37,466	13.2%	175,473	62.0%	69,937	24.7%
松阪市	168,017	9.1%	22,749	13.6%	103,016	61.6%	41,525	24.8%
多気町	15,438	0.8%	1,935	12.6%	8,961	58.5%	4,417	28.8%
明和町	22,833	1.2%	3,307	14.5%	13,829	60.6%	5,668	24.9%
大台町	10,416	0.6%	1,170	11.2%	5,552	53.3%	3,689	35.4%
中南勢計	502,450	27.1%	66,627	13.3%	306,831	61.1%	125,236	24.9%
伊賀市	97,207	5.2%	12,164	12.5%	58,146	59.9%	26,733	27.5%
名張市	80,284	4.3%	10,560	13.2%	51,424	64.2%	18,066	22.6%
伊賀計	177,491	9.6%	22,724	12.8%	109,570	61.7%	44,799	25.2%
伊勢市	130,271	7.0%	16,967	13.1%	78,666	60.8%	33,681	26.0%
鳥羽市	21,435	1.2%	2,468	11.5%	12,541	58.6%	6,374	29.8%
志摩市	54,694	2.9%	6,212	11.4%	30,835	56.4%	17,588	32.2%
玉城町	15,297	0.8%	2,444	16.0%	9,367	61.3%	3,475	22.7%
度会町	8,692	0.5%	1,166	13.4%	5,160	59.4%	2,365	27.2%
大紀町	9,846	0.5%	943	9.6%	4,947	50.4%	3,930	40.0%
南伊勢町	14,791	0.8%	1,300	8.8%	7,101	48.0%	6,387	43.2%
伊勢志摩計	255,026	13.8%	31,500	12.4%	148,617	58.3%	73,800	28.9%
尾鷲市	20,033	1.1%	2,168	10.8%	10,645	53.2%	7,201	36.0%
熊野市	19,662	1.1%	2,078	10.6%	10,301	52.5%	7,252	36.9%
紀北町	18,611	1.0%	1,984	10.7%	9,779	52.7%	6,781	36.6%
御浜町	9,376	0.5%	1,252	13.4%	4,974	53.1%	3,150	33.6%
紀宝町	11,896	0.6%	1,627	13.7%	6,857	57.8%	3,379	28.5%
東紀州計	79,578	4.3%	9,109	11.4%	42,556	53.5%	27,763	34.9%

〔出典：総務省「平成22年国勢調査」〕

一方で、県人口に対する県南部の人口の割合は低いものの、これらの地域では若年人口の都市部への流出等による高齢化が顕著であり、熊野灘に面した複雑なリアス式海岸沿いに集落が点在する地域的特性から、地震発生後、早いところでは数分で津波が到達することが予想されるため、高齢者をはじめとする住民の一刻も早い津波からの避難対策が、この地域における防災上の最大の課題となって

いる。

このように、南北に長く地形的変化に富み、人口の偏在化が顕著な三重県では、地震・津波対策の課題は地域により大きく異なる。

3. グローバル化の進展

国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に三重県の外国人登録者数は全国3位の約42,000人となっており、観光目的で三重県を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。

在日・訪日外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられる。

また、特有の文化や生活習慣を持つ外国人が、避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

4. 女性や障がい者等多様なニーズへの対応

東日本大震災では、女性の着替えや洗濯、授乳、トイレ、入浴など、避難所生活における女性への配慮の欠如が大きな課題とされた。

また、聴覚や視覚、肢体等が不自由な障がい者の中には、津波警報等が確認できなかったり、自力で避難することが困難になるおそれがある方々もあり、避難所生活等においてもトイレや入浴等で障がい者用設備の整備やバリアフリー化などがなされていない場合には、支援者の存在が不可欠となる。

このように災害が発生した際の多様なニーズを反映するため、防災に関する政策や現場での意思決定、運営等に対し、女性や障がい者等の積極的な参画を促進することが求められている。

5. 情報通信技術の発達

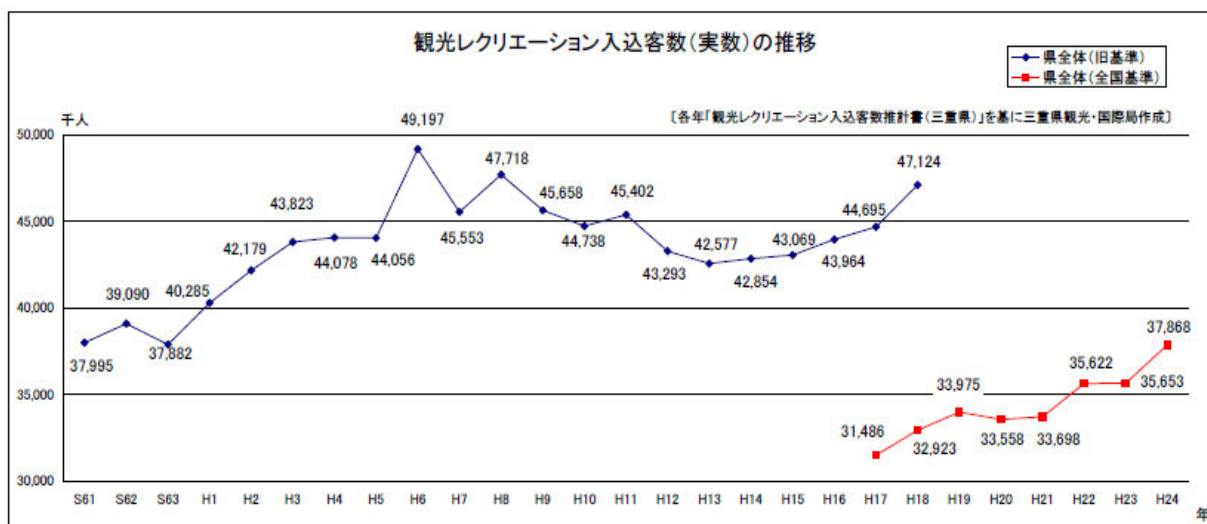
情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピュータや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大している。今や、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定される。

一方、総務省による平成23年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る100.1%となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末なども急速に普及してきている。

また、総務省では、安心・安全に関わる公的情報などを、住民に対し正確かつ迅速に伝えることを目的とした情報基盤として、行政機関やライフライン事業者等が発信した情報を、地域を越えて放送事業者や新聞社、通信関連事業者等の情報伝達者に一斉に配信できるシステムである「公共情報コモンズ」を整備し、導入を進めていることから、防災情報についても、このような新しい技術を取り入れた、迅速で確実な情報伝達体制の構築が求められている。

6. 観光客及び帰宅困難者対策

三重県を訪れる観光客は、平成21年が3,369万人だったのに対し、平成24年には3,786万人と急激に増加している。また、式年遷宮の効果から、平成25年に伊勢神宮を訪れた参拝者数は過去最高となる1,420万人に達し、今後も高い水準で推移することが見込まれており、我が国でも有数の観光県といえる三重県では、観光の繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。



特に伊勢志摩をはじめとする沿岸部の主要観光地において津波を伴う地震が発生した場合、地理に不案内な観光客に多数の犠牲者が発生する可能性があり、また、地震や津波の被害により、多くの箇所道路や鉄道が途絶し、多くの観光客が帰宅困難者として相当な期間を三重県内に滞在することになることも考えられ、関係者が一体となった観光地の防災・減災対策を検討する体制の構築が求められている。

第2節 本県における既往の地震・津波災害

第1項 三重県に影響を及ぼす地震の種類と既往地震・津波による被害の概要

三重県に過去影響を及ぼした地震は、大きく「太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震」と「陸域の浅いところで発生する地震」、「遠地津波による被害」の三つに分類することができる。これらの三つの種類の地震と、三重県に過去影響を及ぼした地震の概要を以下及び別表にまとめた。

1. 太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震

三重県が位置する中部・近畿地方には、南東方向からフィリピン海プレートが年間4～5cmの速さで近づいている。フィリピン海プレートは、太平洋側沖合にある南海トラフから、中部・近畿地方の下に沈み込んでいる。このため、太平洋側沖合のプレート境界付近では、沈み込むフィリピン海プレートと陸側のプレートがその境界でずれ動くことにより発生するプレート間地震と、沈み込むフィリピン海プレートの内部で発生する地震の二つのタイプの地震が発生する。

(1) フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震

①地震の概要

三重県に過去影響を及ぼしたフィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震は、南海トラフ沿いで発生する巨大地震である。この地震は、広い範囲での地震の強い揺れによる被害とともに、三重県沿岸を含む関東地方から九州・沖縄地方に至る太平洋沿岸などに津波による被害をもたらす。このような地震は、過去に繰り返して発生しており、数多くの歴史記録が残されている。

最近の知見によると、南海トラフ沿いで発生する巨大地震は、東海地域と南海地域の連動・非連動も含めた地震規模や震源域の広がり、震度分布の特徴、津波高分布の特徴など様々な観点から多様かつ複雑であり、1707年宝永地震以降の最近の3地震（昭和、安政、宝永）を見ても、震源域や震度分布、津波高など、それぞれの地震の特徴は異なっていることが指摘されている。

②南海トラフ沿いの巨大地震による三重県内での被害等の概要

[1944年東南海地震]

第二次世界大戦中の1944年（昭和19年）12月7日に発生した。三重県のほぼ全域が震度5相当以上の揺れに見舞われ、沿岸部の一部では震度6相当となった。津波は、紀伊半島西部から伊豆半島の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島東部沿岸で6～9mに達した。三重県内の被害は、死者・行方不明者406名、負傷者607名、住家全壊1,826棟、住家流失2,238棟など。

[1946年南海地震]

1946年（昭和21年）12月21日に発生した。三重県内は、震度4～5相当の揺れに見舞われた。津波は、九州から房総半島南部の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島の太平洋沿岸で4～6mに達した。三重県内の被害は、死者11名、負傷者35名、住家全壊65棟、住家流失23棟など。

[1854年安政東海地震、安政南海地震]

1854年12月23日（安政元年11月4日）に安政東海地震が、30時間後の同年12月24日（同5日）に安政南海地震が発生した。

23日の地震では、四国東部から房総半島までの太平洋沿岸を津波が襲い、三重県の一部では津波の高さが10mに達した。志摩半島では、震度6強又は6弱相当の揺れになったと推定されている。

[1707年宝永地震]

1707年10月28日(宝永4年10月4日)に発生した。2011年(平成23年)3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生までは、国内で発生した史上最大規模の地震であった。津波は、四国から伊豆半島の広い範囲で高さ5m以上に達し、三重県尾鷲市の周辺では、8~10mに達するところもあったと推定されている。また、震度6強から6弱相当の揺れになったと推定されている範囲は、三重県内の一部を含む九州東部から甲信地域に及んでいる。

(2) 沈み込むフィリピン海プレート内部の地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、沈み込むフィリピン海プレート内部で発生した陸域のやや深い地震としては、三重県・奈良県の県境付近で発生した1899年(明治32年)の地震(M7.0、震源の深さ40~50km(推定)、紀伊大和地震と呼ぶこともある。)が、このタイプの地震であると考えられている。この地震では、三重県内で死者7名などの被害が生じた。また、奈良県のやや深いところで発生した1952年(昭和27年)の吉野地震(M6.7、震源の深さ61km)も陸域のやや深い地震であり、三重県内でも小被害が生じた。

近年の地震としては、2004年(平成16年)9月5日に紀伊半島南東沖で発生した地震(M7.4、震源の深さ44km)がフィリピン海プレート内で発生した地震であると考えられている。この地震により、松阪市や香良洲町(当時、現在の津市香良洲町)で震度5弱の揺れを観測した。「三重県南部」に津波警報が、「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表され、鳥羽で最大36cm、尾鷲で最大55cmの津波をそれぞれ観測した。

2. 陸域の浅いところで発生する地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、陸域の浅いところで発生した地震(活断層を震源とする内陸直下型地震)としては、1854年7月9日(安政元年6月15日)の伊賀上野付近の地震(M7.1/4、伊賀上野地震と呼ぶこともある。)が知られている。この地震により、伊賀上野付近で死者600余名、周辺地域を含めると約1,300名の死者を出すなど、被害は伊賀上野から奈良・大和郡山にかけての地域で著しいものとなった。この地震は木津川断層帯で発生したと考えられている。また、1891年(明治24年)10月28日に発生した濃尾地震(M8.0)のように周辺地域で発生する地震によっても、三重県内で被害が生じたことがあり、1586年1月18日(天正13年11月29日)に発生した天正地震のように、三重県内の一部で震度6相当の揺れに見舞われたと推定されている事例もある。

なお、「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」(地震調査委員会、2013)に述べられているように、西南日本内陸の地殻内の地震活動に注目すると、M7程度以上の地震は、1860~1900年の約40年間では2回、昭和東南海地震及び昭和南海地震の直前約40年間(1900~1943年)では3回であったものが、1854年の安政東海地震及び安政南海地震の直後6年間に4回、1944~1946年の昭和東南海地震及び昭和南海地震の後6年間に2回であったなど、これまでの研究成果から、南海トラフの大地震の前後に西南日本内陸の地震活動が活発化したことが知られている。

3. 遠地津波による被害

上記1及び2の他、太平洋の遠い海域で発生し日本へ来襲する遠地津波によって、三重県内に影響を与えた主な事例としては、1960年（昭和35年）のチリ地震津波、2010年（平成22年）のチリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波などがある。

[1960年チリ地震津波]

1960年（昭和35年）5月22日にチリ沖で地震が発生し、翌23日に日本の各地に津波が押し寄せた。三重県沿岸での津波の高さは、おおむね1～4m。

三重県内の被害は、家屋全壊2棟、家屋半壊85棟、家屋流失1棟、床上浸水3,267棟、床下浸水2,885棟、船舶被害（沈没・流失・破損など）69隻など。

[2010年チリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波]

2010年（平成22年）2月27日15時34分（日本時間）頃にチリ中部沿岸で地震が発生し、翌28日から3月1日にかけて、日本の各地に津波が押し寄せた。28日9時33分に三重県沿岸（「伊勢・三河湾」、「三重県南部」）に津波警報が発表され、21時13分に津波注意報への切り替えがなされた後、「伊勢・三河湾」は23時36分に解除、「三重県南部」は21時13分に津波注意報への切り替えがなされた後、3月1日8時40分に解除された。鳥羽で56cm（19時59分）、尾鷲で63cm（17時05分）、熊野市遊木で49cm（17時00分）の津波をそれぞれ観測した。

三重県内の被害は、船舶被害1隻、被害総額256,767千円（公共土木施設被害378千円、農林水産商工関係被害256,389千円）。

[引用・参考文献]

地震調査委員会（2009）：「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－（第2版）」、490pp。

地震調査委員会（2013）：「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」、94pp。

宇佐美龍夫（2003）：「最新版 日本被害地震総覧 [416] -2001」、東京大学出版会、605pp。

渡辺偉夫（1998）：「日本被害地震総覧」、東京大学出版会、206pp。

(別表) 三重県に過去影響を及ぼした主な地震・津波の概要

西暦(和暦)	地域(名称)	M	県内の主な被害(カッコは全国での被害)
684. 11. 29 (天武 13)	土佐その他南海・東海・西海地方	8 1/4	(南海トラフ沿いの巨大地震。諸国で家屋の倒壊、津波あり、死傷者多数。)
887. 8. 26 (仁和 3)	五畿・七道	8.0～ 8.5	(南海トラフ沿いの巨大地震。京都で家屋倒壊多く、圧死者多数。沿岸部で津波による溺死者多数。)
1096. 12. 17 (永長 1)	畿内・東海道	8.0～ 8.5	東海沖の巨大地震と考えられる。伊勢で津波被害あり。
1099. 2. 22 (康和 1)	南海道・畿内	8.0～ 8.3	(南海沖の巨大地震と考えられる。興福寺、摂津天王寺などで被害。)
1361. 8. 3 (正平 16)	畿内・土佐・阿波	8 1/4～ 8.5	(南海トラフ沿いの巨大地震。各地で、強い揺れ、津波により、死者多数。)
1498. 9. 20 (明応 7)	東海道全般	8.2～ 8.4	南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部で津波被害。伊勢大湊で溺死者 5,000 人など。
1605. 2. 3 (慶長 9)	(慶長地震)	7.9	南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部に津波来襲。
1707. 10. 28 (宝永 4)	(宝永地震)	8.6	南海トラフ沿いの巨大地震。尾鷲付近で、死者 1,070 人以上、家屋流失 1,510 棟。その他県内で、死者 57 人、負傷者 73 人、家屋全壊 2,333 棟、同流失 601 棟。
1854. 7. 9 (安政 1)	伊賀・伊勢・大和及び隣国(伊賀上野地震とも呼ばれる。)	7 1/4	伊賀上野付近で死者約 600 人、家屋全壊 2,000 棟余、周辺でも被害あり。
1854. 12. 23 (安政 1)	(安政東海地震)	8.4	(東海沖の巨大地震。強い揺れ及び津波により、関東から近畿にかけて被害。住家前回・焼失約 30,000 棟、死者 2,000～3,000 人。)
1891. 10. 28 (明治 24)	(濃尾地震)	8.0	北部を中心に被害。死者 1 人、負傷者 17 人、家屋全壊 625 棟。
1899. 3. 7 (明治 32)	紀伊半島南東部(紀伊大和地震とも呼ばれる。)	7.0	南部を中心に被害。木ノ本・尾鷲で死者 7 人、負傷者 62 人、家屋全壊 35 棟。
1944. 12. 7 (昭和 19)	(東南海地震)	7.9	強い揺れ及び津波により被害。死者・行方不明者 406 人、負傷者 607 人、住家全壊 1,826 棟、同流失 2,238 棟。
1946. 12. 21 (昭和 21)	(南海地震)	8.0	強い揺れ及び津波により被害。死者 11 人、負傷者 35 人、住家全壊 65 棟、同流失 23 棟。
1952. 7. 18 (昭和 27)	(吉野地震)	6.7	(死者 9 人、負傷者 136 人、住家全壊 20 棟。)
1960. 5. 23 (昭和 35)	(チリ地震津波)	9.5 (注)	津波により被害。住家全壊 2 棟、同流失 1 棟。
2004. 9. 5 (平成 16)	紀伊半島半島沖	7.4	負傷者 8 人。

「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－〈第2版〉」(地震調査委員会、2009)より引用。

(注)「チリ地震津波」のマグニチュードは、モーメントマグニチュード(M_w)で、他の地震のマグニチュードと異なる。

※被害想定調査後に策定

第4章 被害想定等

第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定

※ 被害想定結果に基づき記載

第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定

※ 被害想定結果に基づき記載

第3節 地震・津波に関する調査研究の推進

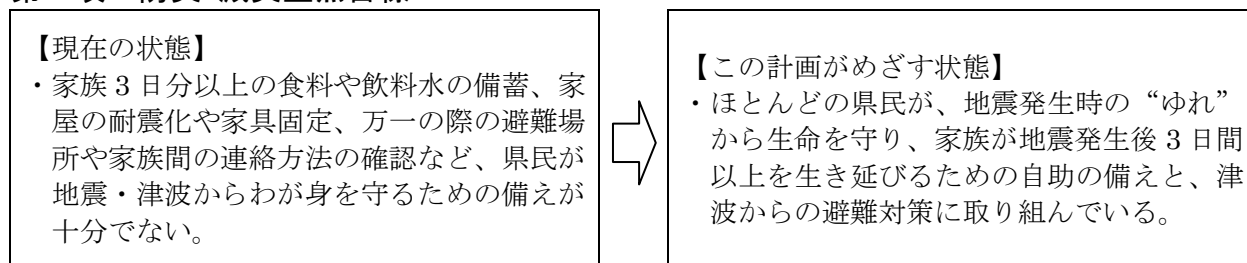
※ 成案時には時点修正して記載

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 県民や地域の防災対策の促進(予1)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	県民	(1) 地震・津波に関する情報の提供 (2) 防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施
	市町	(1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援
市町	自治会等地域コミュニティ	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 津波避難計画づくりの促進
	住民	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	地域住民	(1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 (2) 津波避難計画づくりの推進及び津波避難訓練の実践
防災活動に取り組むNPO等	住民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
県民を顧客として事業を展開している防災関係機関	県民	(1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) 家族防災会議の開催 (2) “揺れから命を守るため”の防災対策の推進 (3) “発災後72時間生き延びるため”の防災対策の推進 (4) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進 (5) “津波から命を守るため”の防災対策の推進

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 県民を対象とした対策

(1) 地震・津波に関する情報の提供(防災対策部、戦略企画部)

県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助の防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。

- ① 南海トラフ沿いを震源域とする地震・津波に関する地震動や津波高、浸水想定域等の被害想定の結果
- ② 内陸直下型地震に関する地震動等被害想定の結果
- ③ 県内で確認されている活断層の場所等
- ④ 過去に本県に被害をもたらした既往の地震・津波に関する情報

(2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施(防災対策部、環境生活部、警察本部)

県民に対して事前の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるための具体的な防災関連情報を伝えるため、各防災関係機関への協力を求めながら、災害時要援護者に配慮した多様な手段を用いた普及・啓発活動を実施する。

- ① 東海地震の予知や警戒宣言等が発表された際に取りるべき対応に関する知識等の普及・啓発
- ② 緊急地震速報や津波警報等の気象庁が発表する災害関連情報と発表時に取りるべき対応に関する知識等の普及・啓発
- ③ 避難勧告や避難指示等の市町が発表する災害関連情報と避難活動等を取りるべき対応に関する知識等の普及・啓発
- ④ 警戒宣言発令時及び地震発生時において自動車運転者が適切な行動を取るための広報・啓発。
- ⑤ 住宅の耐震化や家具固定など地震動から生命を守るための防災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑥ 生活必需品の備蓄など発災後 72 時間を自らの力で生き延びるための防災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑦ 災害伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等の普及・啓発
- ⑧ 出火防止や救助活動への協力、災害時要援護者への支援など、地震・津波発生時に取りるべき自助、共助の防災活動に関する知識等の普及・啓発
- ⑨ 外国人住民の防災対策における自助の取組を促進するための、防災訓練等の実施及び啓発
- ⑩ 地震保険への加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑪ 各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発
- ⑫ その他、地震・津波に関して県民に伝えるべき知識等の普及・啓発

2. 市町を対象とした対策

(1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援(防災対策部)

市町が防災の一次的責務者として地域や住民等に対し、地域の実情に応じた防災思想・防災知識の普及活動を促進するため、県として必要な支援を行う。

- ① 各市町別の地震・津波に伴う人的・物的被害想定調査結果の提供
- ② 地震・津波対策の啓発にかかるコンテンツの提供
- ③ 地域の研修会や訓練等への防災技術専門員等の派遣
- ④ 防災啓発車(地震体験車)の派遣

- ⑤ その他、市町の防災思想・防災知識の普及活動を促進するために必要な支援

<津波対策について>

- ⑥ 関係市町ごとの詳細な津波浸水予測図やデータの提供
- ⑦ 「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(Myまっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」を通じた関係市町の津波避難計画策定支援

■市町が実施する対策

1. 自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

- ① 地域独自の防災訓練実施等への支援
- ② 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- ③ 地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援

<津波対策について>

(2) 津波避難計画づくりの促進

津波の浸水が想定される地域において、「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(Myまっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した地域独自の津波避難計画づくりの促進を図る。

2. 住民を対象とした対策

(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- ① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや地震発生時の行動マニュアルの配布
- ② 市町の災害特性に応じた防災訓練の実施
- ③ 防災講演会(研修会)等の実施
- ④ 市町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成

<津波対策について>

- ⑤ 県の津波浸水予測図等を活用した津波避難に関するハザードマップの配布
- ⑥ 「Myまっぷラン」の作成に向けた普及・啓発
- ⑦ 市町の災害特性に応じた津波避難訓練の実施

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 地域・住民の防災対策の促進
- (2) 地域・住民に求める自助・共助の防災対策活動
- (3) その他必要な事項

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1. 自主防災組織の対策

(1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

県や市町が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、避難所運営マニュアルを活用した運営訓練等地域独自の防災訓練への積極的な協力を努める。

<津波対策について>

(2) 津波避難計画づくりの推進及び津波避難訓練の実践

「地域における津波避難計画の作り方」「個人の津波避難計画(Myまっぷラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した、地域における津波避難計画の策定を推進するとともに、計画を活用した津波避難訓練の実践に取り組むよう努める。

2. 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

県民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、県民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、県や市町が実施する県民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

■県民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1. 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、県民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に県民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2. 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々に事業活動の中で、県や市町が実施する県民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■県民が実施する対策

1. 家族防災会議の開催

家族で地震や津波の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

また、就学児童・生徒を持つ家庭においては、家族防災会議における「防災ノート」の活用に努める。

2. “揺れから命を守るため”の防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震・津波対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有、管理している県民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

3. “発災後72時間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において、3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を守るための備えに取り組む。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組む。

4. “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

地震・津波により被災した場合であっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につながるができるよう、前述の“揺れ”への対策の徹底のほか、地震保険に加入するなどの対策を講じるよう努める。

<津波対策について>

5. “津波から命を守るため”の防災対策の推進

自宅や学校、職場等を始め、日常的な行動範囲が津波浸水域に属する場合は、各々の場所の津波到達時間等を勘案した津波避難計画を策定し、避難場所、避難所に確実に避難するための備えに努める。

また、近隣に津波からの自力避難が困難な災害時要援護者がいる場合は、地域の津波避難計画等に基づき、災害時要援護者への避難支援に努める。

【参 考】

この計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

- 避難場所 : 津波や大規模火災等から緊急かつ一時的に避難するための場所
- 指定緊急避難場所 : 基本法第49条の4第1項の規定に基づき、洪水や津波等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所
- 避難所 : 災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う建物（避難所が避難場所を兼ねている場合もある）
- 指定避難所 : 基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所
- 福祉避難所 : 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として市町が指定した施設

【主担当課】

- ・防災企画・地域支援課、広聴広報課、
多文化共生課、警備第二課


【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊・総務広報隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第2節 防災人材の育成・活用(予防2)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引している。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	県民	(1) 地域や企業等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用
	市町(自主防災組織)	(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 関係団体等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
市町	住民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	防災活動に取り組むNPO等	(1) NPO等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 県・市の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 県民を対象とした対策(防災対策部・環境生活部)

(1) 地域や企業等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域や企業において防災活動を先導できる人材として、みえ防災コーディネーターなどを引き続き育成するとともに、育成した人材を活用できる枠組みを市町と連携して構築し、市町の

防災関係事業における活発な活用を促進する。

※ みえ防災コーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上に係る活動を行うとともに、県や市町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいう。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、医療系、福祉系、教育系、行政系それぞれの分野において専門性のある職業に従事している女性や、地域で先導的な立場にある女性を対象とした防災講座を開催し、みえ防災コーディネーターや自主防災組織リーダー等、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図るとともに、育成した人材が情報交換をできるネットワークの構築、継続的なフォローアップを行う。

また、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成に取り組む。

2. 市町(自主防災組織)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発

自主防災組織のリーダー等を対象とした育成講座については、市町の求める人材の育成となるよう、講座の内容については常に市町と調整を行いながら継続的に育成を行っていく。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

みえ地震対策の日、みえ風水害対策の日、津波防災の日等に合わせ、地域やNPO等との連携を促進する事業を実施するとともに、通常行う事業においても、可能な限り相互連携を行う。

3. 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、健康福祉部、環境生活部)

(1) 関係団体等が行う人材育成への支援

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■市町が実施する対策

1. 住民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダーと連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

2. 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 防災人材の育成及び活用
- (2) その他必要な事項

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1. 自主防災組織の対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

県や市町が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

2. 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- ① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施
- ② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

(2) 構成員に対する教育・啓発

県や市町の人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■県民が実施する対策

1. 県・市の防災人材育成事業等への参画

県民は県や市が実施する実施する防災人材育成事業等に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力を努める。

【担当課】

- ・ 防災企画・地域支援課、地域福祉課、男女共同参画・NPO課


【監修部隊】

- ・ 総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防3)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがある。また、自主防災組織や消防団に対し、災害時要援護者対策や津波避難対策など、東日本大震災で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化してネットワーク化が進み、自主防災組織活動カバー率の向上、消防団員数の増加が図られている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	自主防災組織	(1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進 (2) 自主防災組織の結成促進
	市町(消防団)	(1) 消防団の育成及び活性化の促進
	県民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進
市町	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進 (2) 自主防災組織の結成推進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	住民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
自主防災組織	他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 自主防災活動の活性化
消防団	他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 市町(自主防災組織)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進

市町との連携のもと、自主防災組織の育成及び活性化の促進を図る。

- ① 自主防災組織のリーダー研修等教育・啓発活動の実施
- ② 自主防災組織への女性の参画促進に向けた支援
- ③ 自主防災組織のネットワーク化や他の防災関係団体等との連携に向けた支援
- ④ 東日本大震災の教訓を踏まえた避難所運営マニュアル策定指針や災害時要援護者対策に関する考え方など、自主防災組織の活動に求められる最新の情報やコンテンツの提供
- ⑤ 自主防災組織実態調査による活動の実態と問題点の把握

(2) 自主防災組織の結成促進

地域の自主防災体制を強化するため、市町と連携し、自主防災組織の未結成地域における組織の立ち上げを促進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう支援を行う。

<参考>

自主防災組織活動カバー率： 93.2% (2013年4月現在)

2. 市町(消防団)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員入団促進キャンペーン月間(2月)に消防団員募集の働きかけを行うなど、三重県消防協会の協力を得ながら消防団の育成及び活性化を促進する。

3. 県民を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団の活動内容や実績等の広報により、自主防災組織や消防団の活動や役割への県民の理解を深め、協力や参画の意識を高める。

- ① 「みえの防災大賞」の表彰や「みえの防災活動事例集」の配布等による優良自主防災組織活動の紹介
- ② 県内・県外の自主防災組織交流会を通じた優良事例の情報共有
- ③ 防災啓発番組における自主防災活動の紹介

■市町が実施する対策

1. 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- ① 訓練等の自主防災活動に対する支援
- ② 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導
- ③ 防災資機材の整備にかかる支援
- ④ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化による組織の活性化推進
- ⑤ 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置を促進

(2) 自主防災組織の結成促進

自主防災組織の未結成地域を有する市町においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。

2. 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

3. 住民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画や、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 自主防災組織の活動支援及び活性化
- (2) 自主防災組織の活動内容(平常時及び災害時)
- (3) 自主防災組織の結成促進
- (4) 消防団の育成及び活性化の促進
- (5) その他必要な事項

■自主防災組織や消防団が実施する対策

1. 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、必要な資機材等を整備する等により、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会の開催、防災活動事例集の配布等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2. 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、市町消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

■県民が実施する対策

1. 自主防災組織や消防団の活動への参画

県民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

【担当課】

・ 消防・保安課、防災企画・地域支援課


【監修部隊】

・ 総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第4節 ボランティア活動の促進 (予防4)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間の協力体制の構築
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティアへの参画促進
市町	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等
	防災活動に取り組むNPO等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援
	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
------	---------------

県民	(1) 災害ボランティア等への参画
----	-------------------

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、健康福祉部、環境生活部)

(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備

「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制を整備する。

(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3) 関係団体等が行う人材育成への支援

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

2. NPO・ボランティア等を対象とした対策(防災対策部、健康福祉部、環境生活部)

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

(2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進

平常時に多様な活動を展開しているNPO・ボランティア等に対し、情報提供や検討会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかける。

3. 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、健康福祉部、環境生活部)

(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援

市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンター運営リーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成を図る。

(2) 災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築

みえ災害ボランティア支援センター及び各市町等の災害ボランティアセンター、災害支援団体等の有機的な連携を促進するため、研修会や訓練等の交流の場を提供する。

4. 県民・企業を対象とした対策

(1) 災害時の災害ボランティア等へ参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、災害時における県民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■市町が実施する対策

1. 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

(2) ボランティアの受入にかかる協力関係・連携体制の構築

各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンター運営支援ボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

2. NPO・ボランティア等を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3. 住民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティアへ参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティアへの参画を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) ボランティアの活動環境の整備
- (2) ボランティア関係団体の協力体制の構築
- (3) ボランティア人材の確保・育成
- (4) その他必要な事項

■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策

1. 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- ①災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施
- ②災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

2. 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

各市町等が災害ボランティアセンター等を運営するにあたっての技術的支援等を行うとともに、ボランティア受け入れにあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

■県民や企業が実施する対策

1. 企業の対策

(1) 災害時の従業員等の災害ボランティアへの参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2. 県民の対策

(1) 災害ボランティアへの参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

【担当課】

- ・ 防災企画・地域支援課、地域福祉課、男女共同参画・NPO課

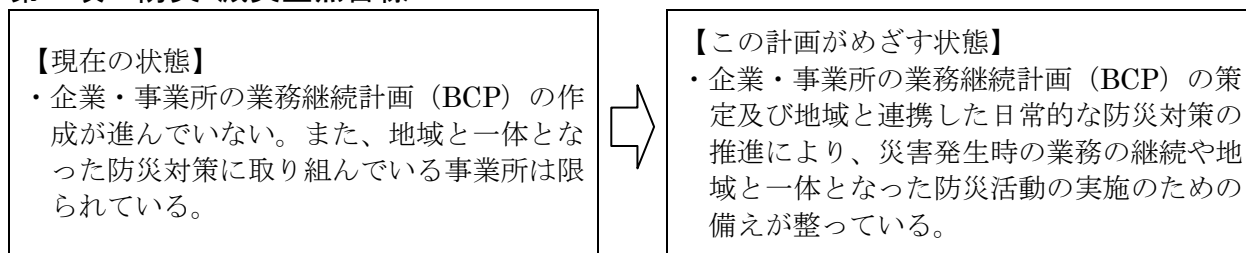
【監修部隊】

- ・ 被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進 (予防5)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の促進 (3) 企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進
	市町(自主防災組織、自治体等)	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発
市町	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 自衛消防組織の活動支援
	自主防災組織、自治体等	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
三重県ライフライン企業等連絡会議	住民	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	市町(自主防災組織、自治体等)	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
みえ企業等防災ネットワーク	関係企業・事業所	(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
自主防災組織、自治会等	企業・事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成 (2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自衛消防組織の充実強化
	従業員等	(1) 防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 企業・事業所を対象とした対策(防災対策部、雇用経済部)

(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、大規模災害においても県内の経済活動が停滞することのないよう、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画(BCP)の作成や点検を促進する。

- ① 企業・事業所によるBCPの策定を推進するための情報提供と条件整備の推進
- ② 工業団地(コンビナート含む)や集積地区における地域連携BCPの策定支援
- ③ 津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者にかかる津波避難対策を含めたBCP策定の促進
- ④ サービス業など多様な業種のBCPの策定支援

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の促進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携を促進し、地域の防災力の向上が図られるよう支援する。

- ① 地域の防災訓練への参加促進と協力
- ② 企業・事業所における地域で実施した防災対策に関する社会貢献活動の事例のPR

(3) 企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進

普及・啓発活動を通じた企業・事業所の防災力の向上を図るための支援を行う。

- ① 防災対策にかかる優良企業表彰等の実施
- ② 従業員への防災教育や防災訓練等への講師派遣等の支援

2. 市町(自主防災組織、自治体等)を対象とした対策(防災対策部、雇用経済部)

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発

企業や事業所と連携した地域の防災対策の進め方や効果等の啓発を図り、連携を促進する。

- ① 優良事例の紹介等

■市町が実施する対策

1. 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画(BCP)の作成・点検を促進する。

特に津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者にかかる津波避難対策を含めたBCPの策定・点検の促進に努める。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

(3) 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

2. 自主防災組織、自治体等を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 企業・事業所における防災対策の促進
- (2) 企業・事業所と地域が連携した防災対策の促進
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<三重県ライフライン企業等連絡会議の実施する対策>

1. 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

災害時において発生する電気・ガス・水道・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される連絡会議において迅速かつ的確な復旧対策を検討、実施する

■企業・事業所が実施する対策

1. 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓などを踏まえた防災計画や事業継続計画(BCP)の作成・点検に努める。

特に津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者については、津波避難対策を含めたBCPの策定・点検に努める。

2. 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した十分な量の飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備する。

3. 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織等の充実強化に努める。

4. 従業員等への防災教育・訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- ① 従業員等の家屋の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- ② 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

5. 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の

対策に備えるよう努める。

- ① 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- ② 業種や事業規模に応じ、災害時に市町や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

1. 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力をを行い、防災力診断やBCP作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と行政を中心とした地域社会との連携の構築を図る。

■自主防災組織、自治会等が実施する対策

1. 地域の企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

【主担当課】

・ 防災企画・地域支援課、雇用経済総務課

【監修部隊】

・ 生活・経済再建支援部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進(予防6)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】
 ・学校における書庫や備品固定等の耐震対策、津波からの避難対策などの取組や、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との防災連携が十分とはいえない状況にある。
 また、幼稚園や保育園における防災対策についても同様の状況にある。



【この計画がめざす状態】
 ・すべての学校や園などにおいて必要な耐震対策や津波避難対策がなされ、児童生徒等、教職員の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等の安全確保と家庭や地域への防災啓発が図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県(県立学校) 市町(公立小中学校)	学校	(1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策 (3) 学校施設の安全点検 (4) 児童生徒等の安全確保
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進
県 市町	私立学校、民間の園等	(1) 防災対策の推進
	児童福祉施設等	(1) 防災対策の推進
市町 (公立小中学校)	幼稚園、児童福祉施設等の管理者	(1) 公立幼稚園の防災対策の推進 (2) 児童福祉施設等の防災対策の推進
私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者	幼稚園、児童福祉施設等の管理者	(1) 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■県(県立学校)が実施する対策

1. 県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策(教育委員会)

- (1) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

(2) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策

学校施設の構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策を行う。

(3) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を行い、必要な補修を行う。

また、職員室や教室等の書庫や備品、コピー機等の固定を行う。

(4) 児童生徒等の安全確保

登下校時等の児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

<津波対策について>

津波浸水想定地域にある学校にあっては、津波警報発表時等の避難計画を整備し、避難訓練の徹底を図る。

(5) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノート等を活用した防災教育を継続して行う。

(6) 教職員(公立小中学校教職員を含む)の学校防災人材の活用と育成

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、全ての基本研修で防災研修を実施する。

(7) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2. 県立学校所在地域及び住民を対象とした対策(教育委員会)

(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進

地域との合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行っておく。

3. 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者を対象とした対策(生活環境部、健康福祉部)

(1) 私立学校、民間の園等の防災対策の促進

県立学校、公立小中学校・園に準じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、低学年児童等に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

(2) 児童福祉施設等の防災対策の促進

県立学校、公立小中学校・園の防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、乳幼児に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

また、放課後児童クラブにおける防災対策の促進について市町等に働きかける。

■市町(公立小中学校)が実施する対策

1. 公立小中学校・園の防災対策の推進

「<県（県立学校）が実施する対策>1. 県立学校施設、児童生徒等及び教職員を対象とした対策（教育委員会）」及び「<県（県立学校）が実施する対策>2. 県立学校所在地及び住民を対象とした対策（教育委員会）」に準じる。

2. 児童福祉施設等の防災対策の推進

公立の児童福祉施設については、公立小中学校・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、民間児童福祉施設については、公立小中学校・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導する。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策の推進を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 公立小中学校・園の防災対策の推進
- (2) 児童福祉施設等の防災対策の推進
- (3) その他必要な事項

■私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者が実施する対策

1. 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

県立学校、公立小中学校・園、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努める。

■保護者・児童生徒等が実施する対策

1. 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

【担当課】

- ・子育て支援課、子どもの育ち推進課、私学課、教育総務課、学校施設課

【監修部隊】


- ・被災者支援部隊（教育対策隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進(予防)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所等の整備や住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、災害時要援護者の命を救うための津波避難対策、災害時要援護者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、多くの地域で取組が進んでいない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所等の整備が進み、住民一人ひとりが個別の避難計画を策定している。また、地域において津波避難や避難所運営における弱者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、災害時要援護者の避難対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	市町等 地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備 (2) 避難誘導対策 (3) 避難所運営及び避難者支援対策 (4) 災害時要援護者対策 (5) 観光客、帰宅困難者等対策
市町	地域・住民等	(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難指示基準の策定等 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 災害時要援護者対策 (7) 観光客、帰宅困難者等対策

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織等 地域	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
災害時要援護者 関連施設	入所者等災害時要援護者	(1) 入所者等災害時要援護者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が 利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) 避難訓練等への参加など地域の避難対策への協力 (2) 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の津波避難計画の策定

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 県における対策及び市町を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所等、避難路の整備（関係各部）

公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路等を整備する。

<津波対策について>

津波浸水予測図で浸水の可能性があると思われる地域を有する市町に対し、高台など安全性が確保された指定緊急避難場所や津波避難ビル等の整備、浸水しない地域への指定緊急避難場所の確保を促す。

(2) 避難誘導対策（防災対策部）

市町における適切な避難勧告・指示等の発令体制を整備するため、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの策定、見直しや、これらを用いた避難訓練等の実施を働きかける。

また、避難勧告等の情報を速やかに住民に伝達するため、県・市町・放送事業者・通信事業者間等で情報伝達について相互理解を深めるとともに、連携体制を構築する。

不特定多数の県民が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。

<津波対策について>

避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間を考慮した、水門・陸閘の閉鎖や、災害時要援護者の避難支援などの緊急対応を行う行動ルールを定める。

また、県が策定した「津波避難に関する三重県モデル事業実施報告書」「Myまっぷラン（個人の津波避難計画）を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した、地域及び住民個々の津波避難計画作成を促進するとともに、この計画作成過程において、徒歩避難の原則の中で自動車避難を行う場合のルールづくりを促す。

(3) 避難所運営及び避難者支援対策（防災対策部、健康福祉部、環境生活部）

「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。

また、男女共同参画の視点や災害時要援護者に配慮した避難所運営体制の構築を促す。

災害時に避難所の運営や避難者の健康管理等を支援するために、平常時において災害時の保健師等の活動に関する研修等の実施や専門機関の連携体制の構築を図るとともに、「三重県災害時栄養・食生活支援ガイドライン」に基づいた連携体制づくりなど、事前対策の充実を図る。

(4) 災害時要援護者対策（防災対策部、健康福祉部）

災害時要援護者の避難支援体制を整備するため、市町や地域における情報伝達体制の整備や「避難行動要支援者名簿」（避難行動要支援者を包括する「災害時要援護者名簿」を作成している場合はこれに替えることができる。〈以下同じ〉）の作成を通じ、災害時要援護者に関す

る情報の把握・共有及び、個別避難支援計画の策定や、災害時要援護者が参画する避難訓練の実施を働きかける。

また、市町における福祉避難所の確保を促進するとともに、災害時要援護者関連施設間の相互支援協定等の締結を促進する。

避難所の運営に際しては、「避難所運営マニュアル策定指針」等を用いた、災害時要援護者に配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する。

また、災害時要援護者の避難行動や避難生活等を支援するためのツール等を開拓、周知し活用を促す。

<津波対策について>

市町や地域の津波避難計画の策定にあたっては、災害時要援護者に配慮した計画の策定を働きかける。

また、津波被害が想定される保育所、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設の把握及び対象施設における避難計画の策定を促進する。

(5) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、雇用経済部）

平常時から観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報の提供場所、一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。

■市町が実施する対策

1. 地域等を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知

津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、津波や洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

<津波対策について>

津波浸水予測図で浸水の可能性があると思われる地域で、高台等の避難場所のない地域については、津波避難ビル等の指定や整備等、多様な手段を用いた指定緊急避難場所の確保に努める。

また、津波に対する指定緊急避難場所及び避難路を周知し、地域及び住民個々の津波避難計画の策定を促す。

(2) 指定避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定

緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、災害時要援護者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。

また、指定避難所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認する。

(3) 避難指示基準の策定等

避難の指示、勧告を行う場合、地震及び津波の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておく。

①緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

②収容避難

地震、津波、地震災害等により家屋が全壊、半壊（全焼、半焼、流失）し、生活の拠点を失った場合。

③指示勧告の伝達体制の整備

急を要するため、消防無線、同報無線、広報車、有線放送、メール配信システム等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

(4) 避難誘導対策

県の実施する避難誘導対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難誘導対策を講じるよう努めるものとし、特に津波による被害が想定される市町においては、地域や住民が主体的に行う津波避難計画の策定を優先的に進め、計画に沿った避難訓練の実施を推進する。

(5) 避難所運営対策

県の実施する避難所運営対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

(6) 災害時要援護者対策

県の実施する災害時要援護者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた災害時要援護者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。

(7) 観光客、帰宅困難者等対策

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備・周知
- (2) 指定避難所、避難路の整備・周知
- (3) 避難指示基準の策定等
- (4) 避難誘導対策
- (5) 避難所運営対策
- (6) 災害時要援護者対策（避難行動要支援者名簿掲載基準）
- (7) 観光客、帰宅困難者等対策

(8) その他必要な事項

■自主防災組織や関係施設等が実施する対策

1. 自主防災組織等地域の対策

(1) 地域の避難対策の推進

市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、地域や個人の津波避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

2. 災害時要援護者関連施設の対策

(1) 入所者等災害時要援護者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する災害時要援護者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の福祉避難所の指定に協力する。

3. 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

4. 観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

市町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■県民が実施する対策

(1) 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、災害時要援護者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

<津波対策について>

(2) 個人の津波避難計画の策定

津波浸水想定地域にある県民は、県の「Myまっぷラン（個人の津波避難計画）を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した個人の津波避難計画の策定に努める。

【主担当課】

- ・ 防災企画・地域支援課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、男女共同参画・NPO課、観光政策課

【監修部隊】


- ・ 総括部隊（総括隊）
- ・ 被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進 (予防8)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な公共施設については、高レベルの地震動でも人命等に重大な影響を生じさせることのない耐震性が求められているが、対策が追いついていない。また、発災時の応急仮設住宅の調査・調達・供給体制の整備が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な公共施設における耐震化等の対策が進み、どの時間に地震が発生しても、揺れによる負傷者を出さず、公共施設の機能を維持できるよう整備されている。また、応急仮設住宅の調査・調達・供給体制が構築されている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	県民、建築物の管理者等	(1) 建築物の耐震化の促進 (2) 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成 (3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備 (4) 密集市街地に係る地震防災対策の推進
市町	住民等	(1) 建築物の耐震化 (2) 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成 (3) 密集市街地に係る地震防災対策 (4) 応急仮設住宅供給体制の整備
その他の防災関係機関	住民等	(1) 建築物の耐震化の促進

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 建築物の耐震化の促進

構造物・施設等のうち、被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性を高めるよう努める。

(1) 県有建築物

①耐震対策（総務部、教育委員会）

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる施設及び多数の人々を収容する建築物等の耐震性の確保を図る必要があることから、次の建物を重点として、耐震性の調査を行い、耐震化計画に基づき、地震防災上必要な改修又は補強を実施する。

また、公共建築物の耐震性に係るリストの作成及び公表を行い、建築物の耐震化を推進する。

項 目	目標 (H26年度末)	現状 (H25.3現在)
県庁舎の耐震化計画	100%	95.5%

項 目	目標 (H27年度末)	現状 (H25.3現在)
県立学校の耐震化計画	100%	99.4%

県立学校の非構造部材については、平成24年度に実施した専門家による点検の結果を踏まえ、耐震対策に取り組む。

②上記以外の対策

(ア) 災害応急対策の実施上重要な施設 (防災対策部、総務部)

災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、県庁舎等の揺れや津波による被災を軽減するよう努めるとともに、次に掲げる措置をとる。

- ・非常用電源の確保
- ・無線通信機等通信手段の確保
- ・災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- ・施設の二次部材の安全確保

また、市町の指定避難所等に指定されている施設については、開設に必要な資機材の搬入や設置に協力する。

(イ) 不特定多数の者が出入りする施設 (関係各部)

県が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、集客交流施設、美術館、図書館、病院等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

- ・地震・津波等各種情報の入場者等への伝達
(施設が海岸近くにある場合や、強い、あるいは長くゆっくりとした地震を感じた時は、津波警報発表前でも来場者等に情報を伝達)
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄
- ・消防用設備の点検・整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ・学校、職業訓練校、研修所にあつては、当該学校等が、該当市町の定める津波対象地区にあるときは避難の安全に関する措置、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護措置
- ・社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等で自ら移動することが不可能、又は困難な者への安全確保に必要な措置

(2) 一般建築物 (県土整備部)

病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進計画で指定された道路沿道の特定建築物については、県有建築物と同様に、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることによって人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

項 目	目標 (H27年度末)	現状 (H25.3現在)
三重県耐震改修促進計画での住宅の耐震化率	90%	83.7%

(3) ブロック塀、石垣等対策（防災対策部、県土整備部）

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものへの補強の必要性について啓発を行うとともに、築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等にて指導する。

2. 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成（県土整備部）

既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会を支援し、技術者の養成を図る。

3. 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。

項 目	現状 (H25.3現在)
被災建築物応急危険度判定士	1,431人

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成を行う。

項 目	現状 (H25.3現在)
被災宅地危険度判定士	413人

(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間（国、県、市町）で相互に緊密な連携を取るとともに、市町の地域防災計画等に反映させるよう体制整備に努める。

また、被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度について、住民に対し、制度の周知に努める。

4. 密集市街地に係る地震防災対策（県土整備部）

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地区住民や市民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する。

■市町が実施する対策

1. 建築物等の耐震化

(1) 市町の建築物

県有建築物同様、被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防火上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

(2) 一般建築物

「<県が実施する対策> 1 (2) 一般建築物」に準ずる。

(3) ブロック塀、石垣等対策

「<県が実施する対策> 1 (3) ブロック塀、石垣等対策」に準ずる。

2. 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成

「<県が実施する対策> 2 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成」に準ずる。

3. 密集市街地に係る地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するように努める。

4. 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 市町施設の耐震化

(2) 建築物等の耐震性向上に係る指導、啓発

(3) 被災建築物応急危険度判定士（コーディネーターを含む）及び被災宅地危険度判定士（判定調整員を含む）の養成及び被災建築物応急危険度判定体制・被災宅地危険度判定体制の整備

(4) ブロック塀、石垣等対策

(5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1. 対象となる建築物

(1) その他の防災関係機関等の建築物

「<市町が実施する対策> 1 (1) 市町の建築物」に準ずる。

【主担当課】

- ・防災対策総務課、管財課、都市政策課、
建築開発課、住宅課


【監修部隊】

- ・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第2節 公共施設等の防災対策の推進 (予防9)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路、海岸、港湾、漁港、河川にかかる公共施設等の耐震化、代替性の確保、多重化等の整備が十分でなく、地震・津波災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策に障害が生じるおそれがある。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内のどの地域においても、地震・津波災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策が的確かつ速やかに進められるよう、道路、海岸、港湾、漁港、河川にかかる公共施設の耐震化や多重化等の対策が進んでいる。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	県民	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 海岸の防災・減災対策 (3) 港湾の防災・減災対策 (4) 漁港の防災・減災対策 (5) 河川の防災・減災対策
市町	住民	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 漁港の防災・減災対策 (3) 河川、海岸の防災・減災対策
その他の防災関係機関	住民	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 海岸の防災・減災対策 (3) 港湾の防災・減災対策 (4) 河川の防災・減災対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 道路の防災・減災対策（農林水産部、県土整備部）

(1) 道路網の整備促進

大規模災害時における輸送ルートの確保等のため、ミッシングリンクの解消などを図る道路網の整備は重要かつ緊急な課題となっていることから、道路整備方針に基づき新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路などの高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備を促進するとともに、それらにアクセスする県管理道路などの整備の推進を図る。

(2) 計画的な維持管理対策

大災害により発生が予想される道路の損壊として、高盛土箇所崩壊、沖積層地帯・埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、ガス管・水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩落、高架橋や歩道橋等の橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定されることから、県が管理している道路において、「平成8年道路防災総点検」で「要

対策（ランクⅠ）」・「防災カルテによる監視（ランクⅡ）」と判定された箇所、それ以外であっても落石等変状が発生した危険箇所について、路線の重要度や変状の状況等により優先度を考慮し、計画的な維持管理対策を実施する。

(3) 緊急輸送ネットワークの確保

「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 <県が実施する対策> 1. 緊急輸送ネットワークの確保」に基づき、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

2. 海岸の防災・減災対策（農林水産部、県土整備部）

(1) 施設の耐震性向上対策

本県の海岸保全施設は昭和34年の伊勢湾台風による災害等を契機に整備が進められてきたが、築後約40年以上が経過し、堤防の亀裂、沈下等老朽化が著しくなるとともに、海浜の侵食がみられる区間もある。

このため、緊急性の高い箇所から順次海岸保全施設の耐震・津波対策や液状化対策等、施設の耐震性向上に向けた整備を図る。

(2) 水門等の点検整備

毎年出水期に先立ち、水門、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

3. 港湾の防災・減災対策（県土整備部）

(1) 防災拠点施設の整備

大規模地震発生時に緊急物資や避難者等を輸送するための耐震強化岸壁や港湾緑地等、防災拠点となる施設の整備を促進する。

このうち、四日市港、津松阪港（大口地区）、鳥羽港、浜島港、吉津港、長島港、尾鷲港、鵜殿港において、耐震強化岸壁が整備されていることから、これらを活用した災害時の海上輸送体制の構築を図る。

(2) 水門等の点検整備

毎年出水期に先立ち、水門、堰堤等の門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

4. 漁港の防災・減災対策（農林水産部）

(1) 防災拠点漁港の整備

震災発生後の緊急物資の輸送基地として、波切漁港を防災拠点漁港に位置づけ、震災時に緊急輸送を確保するための耐震強化岸壁が整備されている。

また、陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島への緊急物資の海上輸送路を確保するため、錦漁港、三木浦漁港及び舟越漁港において耐震強化岸壁の整備を整備することとしている。

これらの整備を促進することにより、ネットワーク化による緊急物資等の海上輸送体制の構築を図る。

(2) 水門等の点検整備

毎年定期的に、水門及び門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

5. 河川の防災・減災対策（県土整備部）

(1) 河川堤防の耐震性向上対策

河川堤防については、地震により沈下等の被害を受けた際、津波等による逆流で背後地に二次的な浸水被害を及ぼすおそれのある区域について調査を実施し、その結果甚大な二次的

被害を及ぼすおそれのある区域について、堤防の被害を最小限にとどめる耐震性向上対策を実施する。

(2) 水門等の点検整備

毎年出水期に先立ち、水門、堰堤等の門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

(3) その他の防災・減災対策

市町や地域、消防機関等と連携し、必要な箇所への消火活動の支援に必要な施設の設置等を促進する。

■市町が実施する対策

1. 道路の防災・減災対策

「<県が実施する対策>1. 道路の防災・減災対策」に準ずる。

2. 漁港の防災・減災対策

「<県が実施する対策>4. 漁港の防災・減災対策」に準ずる。

3. 河川、海岸の防災・減災対策

「<県が実施する対策>5. 河川の防災・減災対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 各公共施設等の防災・減災対策

(2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1. 道路の防災・減災対策（道路管理者）

「<県が実施する対策>1. 道路の防災・減災対策」に準ずる。

2. 海岸の防災・減災対策（海岸管理者）

「<県が実施する対策>2. 海岸の防災・減災対策」に準ずる。

3. 港湾の防災・減災対策（港湾管理者）

「<県が実施する対策>3. 港湾の防災・減災対策」に準ずる。

4. 河川の防災・減災対策（河川管理者）

「<県が実施する対策>5. 河川の防災・減災対策」に準ずる。

国土交通省においては、河川整備計画による。

【主担当課】

・施設災害対策課、道路管理課、道路建設課、港湾・海岸課、河川・砂防課、都市政策課、営繕課、農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

【監修部隊】

・社会基盤対策部隊（施設整備隊）


※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対

第2部 災害予防・減災対策
第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第3節 危険物施設等の防災対策の推進 (予防10)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物施設等の地震対策について、“揺れ”対策については法令に基づく耐震化等の取組が進められているが、“津波”対策については法令が未整備で、事業者によって課題認識や取組にばらつきがある。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物施設等について耐震性が確保され、津波に対しても事業者において被害予測を踏まえた流出等の被害を最小限にとどめるための具体的対策が講じられている。
--	---	---

第2項 対策項目

※石油コンビナートにかかる防災対策は、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき実施します。

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	危険物施設を管理する事業者	(1) 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導 (2) 取扱作業従事者に対する指導等
	高圧ガス施設・火薬類施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化・耐浪化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進
	毒劇物施設を管理する事業者	(1) 毒物劇物保有状況等の把握 (2) 危害防止規定等の策定 (3) 安全管理者を対象とした講習 (4) 防災訓練の実施等の促進
市町(消防機関)	危険物施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化・耐浪化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設を管理する事業者	(1) 施設の耐震化・耐浪化の強化 (2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 (3) 緩衝地帯の整備 (4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

第3項 対策

■県が実施する対策

1 危険物施設(防災対策部)

災害時に危険物施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者

及び危険物取扱作業従事者に対し、次のとおり指導を強化する。

(1) 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、知事が許可した移送取扱所について立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。

(2) 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

2 高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部）

災害時に高圧ガス施設、火薬類施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導を強化する。

(1) 管理監督者に対する指導等

高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。

(2) 輸送業者等に対する指導等

高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

(3) 取扱作業従事者に対する指導等

高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

(4) 施設の耐震化・耐浪化の促進

高圧ガス施設等の耐震化・耐浪化の強化を促進する。

(5) 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

3 毒劇物施設（健康福祉部）

災害時に毒物劇物が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導を強化する。

(1) 毒物劇物保有状況等の把握

毒物劇物保有状況及び事故処理剤・治療用薬剤備蓄状況等を把握するとともに、これらのデータベース化、データの更新を行う。

(2) 危害防止規定の策定

毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。

(3) 安全管理者を対象とした講習

毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。

(4) 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

■市町が実施する対策

<消防機関が実施する対策>

1. 危険物施設

- (1) **管理監督者に対する指導等**
消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。
- (2) **輸送業者等に対する指導等**
危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。
- (3) **取扱作業従事者に対する指導等**
危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。
- (4) **施設の耐震化・耐浪化の促進**
施設の耐震化・耐浪化の強化を促進する。
- (5) **防災訓練の実施等の促進**
施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 危険物施設等の現況把握
- (2) 施設の安全指導
- (3) 施設の耐震化・耐浪化の強化促進
- (4) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等
- (5) その他必要な事項

■危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

1. **施設の耐震化・耐浪化の強化**
消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化・耐浪化の促進に努める。
2. **自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施**
危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。
また、万一災害が発生した場合に備え初期消火を図るため、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。
3. **緩衝地帯の整備**
危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。
4. **施設の安全対策に関する地域等への情報発信**
施設の特異性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

【担当課】

- ・ 消防・保安課、薬務感染症対策課

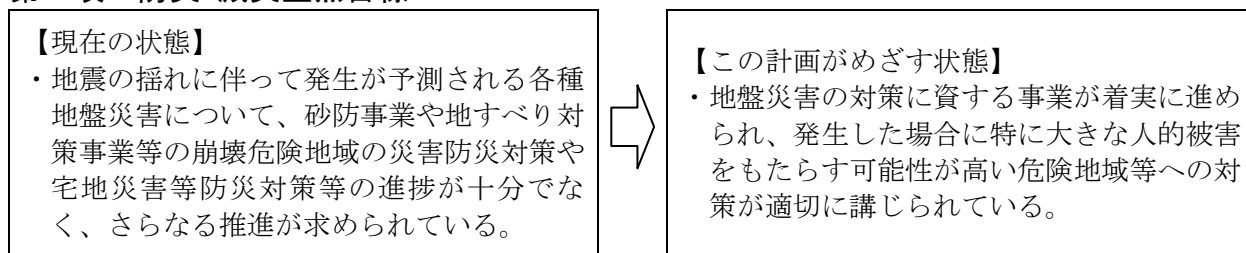
【監修部隊】

- ・ 総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第4節 地盤災害防止対策の推進 (予防11)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	県民	(1) 崩壊危険地域の災害防止 (2) 宅地災害の防止 (3) 液状化対策 (4) 災害時要援護者関連施設の土砂災害対策
	市町	(1) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知
市町	住民	(1) 砂防対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策等 (2) 液状化対策
その他の防災関係機関が実施する対策	住民	(1) 崩壊危険地域の災害防止

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 崩壊危険地域の災害防止

(1) 砂防事業 (県土整備部)

①砂防指定地の指定

県内の土石流危険渓流で人家1戸以上に被害を及ぼすおそれのある渓流は、3,974箇所(H26.1.1現在)である。

また、県内の砂防指定地の面積は、80,433.99haで、その大部分は北勢、伊賀地区に集まっているが、その他の地域においても、砂防設備の整備に伴い砂防指定を要する箇所が年々増加している。

これらの指定地の砂防目的を十分達成するには、砂防設備を整備することはもちろん、これと併せて指定地内の行為が合法的に行われるよう管理する必要がある。このため、昭和37年から砂防指定地に標識板を設置してきたところであるが、今後も指定地域の明確化と砂防意識の喚起に努めていく。

②砂防設備の整備促進

土砂による災害を防止するため、水源山地の渓間における砂防堰堤の築造、中流部における流路工の施工等の砂防対策事業を施工するとともに、急速な地域開発に即応した砂防設備整備の促進を図る。

また、諸施策を総合的かつ効率的に実施するため、各関係部及び国土交通省等関係機関と

連携して整備を促進する。

(2) 地すべり対策事業（農林水産部、県土整備部）

県土整備部関係の地すべり危険箇所は 87 箇所（H26. 1. 1 現在）であり、そのうち地すべり防止区域は 25 箇所指定面積は 760. 17ha である。

農林水産部関係の地すべり危険箇所は 16 箇所であり、そのうち地すべり危険区域は 5 箇所（H26. 1. 1 現在）で指定面積は 505. 8ha である。

地すべりは、その判定が難しいため、軽率に工事を進めると災害を誘発することになるので、地形及び地質調査、地表移動調査並びに地下水調査等を慎重に行ったうえで適切な防災工事を実施する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業（県土整備部）

県内の急傾斜地（傾斜度 30 度以上高さ 5 m 以上）で人家 1 戸以上に被害を及ぼすおそれのある地域（0 戸でも官公署、学校、病院、旅館等がある場合を含む。）は約 7, 600 箇所であり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域は 732 箇所指定面積は 1, 417. 79ha（H26. 1. 1 現在）である。

このため、緊急施工の必要のある箇所から指定を行い、防止工事を施工する。

(4) 総合的な土砂災害対策（県土整備部）

土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命・財産を守るため、従来から実施してきた土砂災害の発生防止や流出土砂の抑止を主眼においた施設整備などのハード対策だけでなく、雨量情報等の収集や土砂災害に関する注意情報を発信し、市町の警戒避難体制を支援するシステムの整備やハザードマップの作成など、市町等へ土砂災害危険区域の情報提供を行うソフト対策とあわせて土砂災害対策を推進していく。

(5) 治山事業（農林水産部）

山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区といった山地災害危険地区について土砂流出防止、土砂崩壊防止及び水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、計画的に事業を実施する。

2. 宅地災害の防止（県土整備部）

(1) 計画方針

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) 現況

宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の区域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、審査のうえ許可及び完了検査を実施する。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、改善指導等を行う。

(3) 事業計画

① 宅地防災月間の選定

梅雨期及び台風期に備え、地域住民をはじめ市町及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5 月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施工区域内を中心に巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民への PR に努める。

② 宅地防災工事の貸付制度の活用

土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた宅

地については、住宅金融支援機構による貸付制度について情報提供し、改善指導を行う。

③がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

3. 液状化対策（県土整備部、防災対策部）

(1) 地盤データ等に基づく液状化危険度の把握

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であることから、地盤の液状化危険度調査を実施し、詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る。

(2) 被害防止対策の実施

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

(3) 小規模建築物に対する啓発

個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

4. 災害時要援護者関連施設の土砂災害対策（健康福祉部、県土整備部）

土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの災害時要援護者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事等を重点的に整備する。

5. 緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知（農林水産部、県土整備部）

地すべりが発生した際には、必要に応じ、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施したうえで、土砂災害緊急情報を市町へ通知するなど、適切かつ迅速な調査、情報発信等ができるよう体制整備する。

また、河道閉塞等に伴う土石流については、実施主体の国の緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知に対して、必要な協力ができるよう、連絡調整を行う。

■市町が実施する対策

1. 砂防対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策等

(1) 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊防止事業等

以下の必要な事項について住民に周知するよう努める。

- ①避難所の設置
- ②避難勧告及び指示等の時期決定方法
- ③気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の連絡方法
- ④避難誘導責任者
- ⑤避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知
- ⑥崩落危険箇所の把握
- ⑦崩落危険箇所のパトロール
- ⑧その他必要事項

(2) ため池改修事業

県内のため池は、水田の約40%の水源として重要な役割を果たしているが、大半が江戸時

代以前に築造されたもので、老朽化が著しく、決壊の危険性を有していることから、災害防止上、緊急度が高いため池から改修工事を実施する。

2. 液状化対策

「＜県が実施する対策＞3. 液状化対策 (2)及び(3)」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 崩壊危険地域の把握
- (2) 崩壊危険地域の災害防止対策
- (3) 宅地災害の防止対策
- (4) 液状化対策
- (5) 上記危険地域における警戒、避難、誘導體制
- (6) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1. 崩壊危険地域の災害防止

- (1) 国道防災事業（中部地方整備局、近畿地方整備局）

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施する。

【主担当課】

- ・農業基盤整備課、治山林道課、河川・砂防課

【監修部隊】


- ・社会基盤整備部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備(予防12)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、津波災害や広域支援を想定した検証が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の被害想定や広域受援・応援計画、物資等の供給計画等に基づき、陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策 (4) 海上輸送対策
	運送等を担う防災関係機関等	(1) 運送業者等との連携体制の構築
市町		(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策 (4) 海上輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
輸送・運搬等を担う防災関係機関等	(1) 発災時の災害対策体制の整備

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 緊急輸送ネットワークの確保(防災対策部、県土整備部、警察本部)

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設(道路、港湾、漁港等)、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等への周知を図る。

また、信号機、情報板等の道路交通関連施設の耐震性を確保するとともに、災害時の広域的な交通管理体制を整備する。

2. 陸上輸送対策

(1) 緊急輸送道路の指定（防災対策部、県土整備部）

陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定する。また、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。

①緊急輸送道路

県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。

(ア) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点施設等）を連絡する道路

(ウ) 第3次緊急輸送道路

その他の道路

②防災上の拠点となる施設

(ア) 第1次

- ・県庁及び地方生活圏の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（県の拠点総合庁舎）
- ・県内の港湾のうち救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾とその管理の拠点（四日市港、国土交通省四日市港湾事務所、四日市港管理組合）
- ・地方中心都市（地域防災総合事務所等所在地）の市庁舎
- ・広域救護活動等の拠点（陸上自衛隊駐屯地）

(イ) 第2次

- ・市町内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（市町庁舎・市町分庁舎）
- ・道路管理の拠点（国土交通省、中日本高速道路株式会社の各事務所）
- ・救援物資等の備蓄・集散上の拠点（重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾、広域防災拠点施設及びヘリポート）
- ・救援活動等の拠点（海上保安庁、警察、消防本部各庁舎）
- ・医療活動の拠点（災害拠点病院及び災害医療支援病院、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU））

(ウ) 第3次

- ・鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅）
- ・広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点（南海トラフ地震対策の活動・物資搬送拠点）

(2) 緊急輸送道路機能の確保（県土整備部、警察本部）

道路管理者は、あらかじめ道路啓開等に関する計画を策定し、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保を図る。

また、緊急輸送道路沿いの大規模建築物の耐震化等の促進を図る。

発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

(3) 輸送機能の確保（県土整備部、雇用経済部、警察本部）

発災時に緊急通行車両としての指定が見込まれる車両について、「緊急通行車両標章交付のための事前届出制度」に基づく手続きを促進するとともに、災害時に緊急通行車両等への優先的な燃料供給等を行なうための環境整備を推進する。

3. 航空輸送対策(防災対策部)

(1) 臨時ヘリポートの確保

道路等の寸断に備え、臨時ヘリポート候補地を関係機関と協議のうえ指定するとともに、これらの場所が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図る。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努める。

(2) 緊急輸送ヘリコプターの燃料確保

災害時の緊急輸送用ヘリコプターの燃料の供給体制や備蓄施設等の確保について、検討する。

4. 海上輸送対策(農林水産部、県土整備部)

(1) 漁港・港湾施設の復旧体制の確保

漁港・港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保、人命救助活動等にかかる支援体制の整備を図る。

5. 運送事業者等との連携体制の構築(防災対策部)

あらかじめ三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定の締結を図る等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■市町が実施する対策

1. 市町における対策

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

(2) 陸上輸送対策

①緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

②緊急輸送道路機能の確保

県の「緊急輸送道路の確保」に準じた対策等を行う。

(3) 航空輸送対策

①臨時ヘリポートの確保

臨時ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

(4) 海上輸送対策

①漁港施設の復旧体制の確保

漁港の管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等支援体制の整備を図る。

2. 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

県の「運送事業者等との連携体制の構築」に準じた対策等に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 緊急輸送ネットワークの確保
- (2) 陸上輸送対策
- (3) 航空輸送対策
- (4) 海上輸送対策
- (5) 運送事業者等との連携体制の構築
- (6) その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

<三重県トラック協会の対策>

1. 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 協会員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づく体制の確立

- ① 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」における県と協会との連絡体制の整備を図る。
- ② 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、災害時に県から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制等の整備を図る。
- ③ 県が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

<その他協定締結事業者及び事業者団体の対策>

1. 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 協定に基づく体制の確立

- ① 協定における県と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。
- ② 協定に基づき、災害時に県から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図る。
- ③ 県が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

【担当課】

- ・災害対策課、水産基盤整備課、道路企画課、
港湾・海岸課、警備第二課

【監修部隊】


- ・総括部隊（総括隊）
- ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保 (予防13)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震の規模や発生の時間帯によっては、必要数の職員が確保できずに災害対策本部及び地方部の立ち上げが遅れる可能性がある。また、大規模地震発生時の公的施設等の使用目的が定められておらず、発災時及び発災後の混乱が予測される。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> どの時間帯に地震が発生しても、必要な職員を早期に確保して災害対策本部及び地方部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。また、発災時の公的施設等の使途が明確に定められており、各部隊、市町が的確に災害対応にあたることのできる体制が整っている。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		<p>【県災対本部に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県災対本部機能等の整備・充実 (2) 職員参集体制の整備・充実 (3) 災害対策要員の確保対策
		<p>【地方部に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方部機能等の整備・充実 (2) 職員参集体制の整備・充実
		<p>【警察本部に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備機能の整備・充実
		<p>【職員に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 職員への防災教育の実施 (2) 職員の防災対策の推進
	防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救助対策にかかる協力体制の構築
市町		<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部機能等の整備・充実 (2) 職員参集体制の整備・充実 (3) 職員への防災教育の実施 (4) 職員の防災対策の推進
	消防関係機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 県災対本部に関する対策

(1) 県災対本部機能等の整備・充実

① 県災対本部機能の強化（防災対策部）

県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、新たな災対本部体制をマニュアルの作成や訓練の実施を通して検証し、体制の確立を図る。

② 県災対本部職員用物資の備蓄（防災対策部）

大規模な震災時には、県災対本部職員の食料や飲料水、簡易トイレや寝袋等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災対本部の活動を維持するため、県災対本部職員用物資の備蓄を図る。

③ 災害対策活動用物資・機材の備蓄（各部）

応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・機材の備蓄を推進する。

④ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部）

大規模地震時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。

⑤ 広域防災拠点の機能強化と整備（防災対策部）

各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の4地域5箇所に整備した広域防災拠点施設について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。

また、北勢地域への広域防災拠点の整備を推進する。

⑥ 災害時の報道対応の充実（戦略企画部・防災対策部）

応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災対本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。

(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）

① 職員参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備、職員への一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、本庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として指定し、初動体制の確立を図る。

<津波対策について>

② 津波警報発表時等の初動対策要員参集体制の検討について

勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

(3) 災害対策要員の確保対策（防災対策部）

① 県職員OBの活用検討

退職した県職員OBの災害対策要員としての活用を検討する。

2. 地方部に関する対策

(1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部）

①地方部用物資の備蓄

災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。

<津波対策について>

②第2指令機能整備にかかる検討

津波での浸水により庁舎の災害対策機能の喪失が想定される地方部においては、災害対策機能を代替できる施設等の指定及び整備を検討する。

(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）

①職員参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、県庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として指定し、初動体制の確立を図る。

<津波対策について>

②津波警報発表時等の初動対策要員参集体制の検討について

勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

3. 警察本部に関する対策（警察本部）

(1) 災害警備機能の整備・充実

①警備体制の整備

- ・職員の招集・参集体制の整備
- ・警察災害派遣隊の整備
- ・災害装備資機材の整備充実
- ・警察施設等の災害対策
- ・教養訓練の実施
- ・災害警備用物資の備蓄等
- ・業務継続性の確保

②情報収集・連絡体制の整備

③情報通信の確保

④交通の確保に関する体制及び施設の整備

4. 職員に関する対策

(1) 職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部）

県職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容には次の事項を含むこととする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

①南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

②地震・津波に関する一般的な知識

③東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づき

とられる措置の内容

- ④東海地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ⑤緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- ⑥職員等が果たすべき役割
- ⑦地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑧職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策
- ⑨図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証

(2) 職員の防災対策の推進（防災対策部、総務部）

職員は、「第1章 第1節 県民や地域の防災対策の促進」において県民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに県の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

5. 防災関係機関を対象とした対策

(1) 救助対策にかかる協力体制の構築

災害時の効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図る。

また、大規模災害時の初動期における人命救助を迅速に進めるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。

■市町が実施する対策

<市町(災害対策本部)を対象とした対策>

1. 災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保などの整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、市町災対本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

(3) 現地災害対策本部機能の整備検討

市町本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

<津波対策について>

(4) 第2指令機能整備にかかる検討

津波での浸水により庁舎の災害対策機能の喪失が想定される市町災対本部施設においては、災害対策機能を代替できる施設等の指定及び整備を検討する。

2. 職員参集体制の整備・充実

<津波対策について>

(1) 津波警報発表時等の初動対策要員参集体制の検討について

勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

3. 職員への防災教育の実施

「<県が実施する対策>4. 職員に対する対策 (1)職員への防災教育の実施」に準じ、市町職員への地震防災教育の実施に努める。

4. 職員の防災対策の推進

「<県が実施する対策>4. 職員に対する対策 (2)職員の防災対策の推進」に準じ、市町職員への防災対策の働きかけに努める。

<消防機関を対象とした対策>

1. 消防力の強化

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。

(2) 消防用設備の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

(3) 消防用水の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

2. 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害対策本部機能等の整備
- (2) 職員参集体制の整備
- (3) 職員への防災教育・防災対策の推進
- (4) 消防力の強化
- (5) 救助・救急機能の強化
- (6) その他必要な事項

【担当課】

- ・ 消防・保安課、防災企画・地域支援課、
災害対策課、広聴広報課、総務課、警
備第二課


【監修部隊】

- ・ 総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保(予防14)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】 ・発災直後(特に夜間等)の県災対本部、地方部、市町の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。</p>		<p>【この計画がめざす状態】 ・どの時間帯に地震が発生しても、県災対本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が、県、市町、防災関係機関において整っている。</p>
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		(1) 情報収集・伝達体制の整備・充実 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備 (3) 情報の分析・整理レベルの向上 (4) 非常用電源の確保対策 (5) 訓練の実施 (6) 施設・設備の維持管理
	市町	(1) 市町の通信手段等の整備促進
	通信事業者、放送事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
市町		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
通信事業者、放送事業者等	(1) 設備面の災害予防 (2) 発災時の災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 県(災対本部)を対象とした対策

(1) 情報収集・伝達体制の整備・充実(防災対策部、戦略企画部)

迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

①地震・津波災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

県災対本部各班等が所管する情報を明確化するとともに、それら情報の収集・連絡体制の整備を図る。特に災害時要援護者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、防災情報システムを活用した災害関連情報の収集・共有の徹底を図る。

②緊急地震速報受信体制等の整備

地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を利用する体制及び施設、設備の整備に努める。

また、沖合いを含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実させるため、国等関係機関との協力関係の構築を図る。

③「防災みえ. jp」及び「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達

発災時に各機関で迅速確実な災害情報の収集・連絡が行えるよう、三重県防災通信ネットワーク機器の利用を促進し、防災対策部ホームページ「防災みえ. jp」及び「メール配信サービス」の普及による県民への迅速な災害情報等の提供・伝達を図る。

④通信手段途絶時等の体制整備

災害発生時、通信手段が途絶した場合等に備え、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定し、配備体制を整えるとともに、通信障害発生時に、迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合でも、対応が可能な体制の整備に努める。

また、通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。

通信障害発生時の県民への情報伝達体制として、放送事業者等の協力を得て、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発を図る。

⑤近県の原子力発電所に係る通報連絡体制の確保

近県の原子力発電所の安全確保に関する以下の事態が発生した場合の、電力事業者との連絡体制を確保する。

- ・地震、津波、火災などにより、原子炉施設に非常事態が発生したとき
- ・放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき
- ・非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が作動したとき
- ・その他上記各項に準ずる異常が発生したとき

⑥情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式の標準化を進め、共通システムの構築を図るとともに各機関のシステム利用を推進する。

(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備（防災対策部、警察本部）

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

①県防災通信ネットワークの整備

県防災通信ネットワークが有効に活用できるよう機能の更新を図る。

また、防災ヘリコプター通信用無線については関係機関との調整を行いながら、デジタル化を含めた設備更新を計画していく。

②全国瞬時警報システムの構築

地域衛星通信ネットワークと市町村防災行政無線を接続し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築を推進する。

③ヘリコプターテレビシステムの整備推進

被災地の状況を迅速に把握するために有効なヘリコプターテレビシステムの整備を推進する。

④移動通信の活用・整備推進

有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活用及び中継施設の整備を推進する。

⑤防災情報提供プラットフォームの整備

県災对本部の情報収集機能等を強化するとともに、よりわかりやすく情報を提供するため、新しい防災情報提供プラットフォームを構築する。

⑥緊急速報メール

避難情報を全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

⑦被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

(3) 情報の分析・整理レベルの向上（防災対策部）

長期的な計画により、収集した情報を分析・整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築する。

また、防災対策に必要な防災関連情報の収集・蓄積を図る。

(4) 非常用電源の確保対策（防災対策部）

専用通信施設に、災害時の停電対策として非常用発電機やバッテリーを設置し、非常時の通信の運用確保を図る。

さらに、燃料、エンジンオイルといった非常用発電機等の燃料備蓄、確保を行うとともに、発災時の不測の事態（点検道の遮断等）にも可能な限り対応できる体制整備を図る。

(5) 訓練の実施（防災対策部）

定期的又は随時に通信訓練等を実施し、災害時に備える。

(6) 施設・設備の維持管理（防災対策部）

防災通信ネットワーク等施設・設備の維持管理にあたっては、施設・設備の耐震・津波対策に留意し、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等、適切に管理する。

2. 市町を対象とした対策

(1) 市町の通信手段等の整備促進（防災対策部）

災害時において初動体制を確立し、被害概要を早期に把握するとともに、正確な情報を広く県民に伝えるため、県内市町の防災行政無線の整備を促進する。

このため、中継基地局の電源設備や建屋・鉄塔といった設備面の共用や無線システム全体の共用などを活用して、市町の整備を支援する。

また、東日本大震災を受けて実施した、県・市町の防災行政無線の総点検に基づく対策を行う。

2. 防災関係機関（通信事業者、放送事業者）を対象とした対策（防災対策部）

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■市町が実施する対策

1. 市町（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

①地震・津波災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に災害時要援護者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

(2) 被害情報収集・伝達手段の整備

①防災行政無線の整備等

市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、災害時要援護者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、施設・設備の耐震・津波対策に留意し、すでに導入している市町にあっては、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

②被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

3. 防災関係機関（電気通信事業者、放送事業者）を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

県の「通信設備の優先利用の手続き」に準じた手続きを行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 情報収集・伝達体制の整備
- (2) 情報収集・伝達手段の整備
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜固定通信事業者の対策＞

1. 設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2. 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3. 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4. 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<移動通信事業者の対策>

1. 設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2. 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3. 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報

活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4. 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<放送事業者の対策>

1. 設備面の災害予防

(1) 放送施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても放送機能を確保できるように、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2. 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3. 防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

【担当課】

- ・ 防災対策総務課、防災企画・地域支援課、災害対策課、広聴広報課、警備第二課


【監修部隊】

- ・ 総括部隊（総括隊・総務広報隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保 (予防15)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】 ・耐震化が整備されていない災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」に加入している病院が主に二次・三次救急医療機関にとどまっている。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。</p>		<p>【この計画がめざす状態】 ・災害拠点病院等において医療に必要な施設の耐震化がなされている。また、二次・三次救急医療機関だけでなく、救急告示医療機関もEMISに加入している。さらに、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。</p>
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	災害時に医療を担う機関	(1) 医療体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療機能の確保
市町	災害時に医療を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医療・救護機能の確保
	住民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 災害時に医療を担う機関を対象とした対策

(1) 医療体制の整備

①三重県広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の体制充実(健康福祉部)

県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関(都道府県、医療機関、消防等)と都道府県を越えて情報が共有できる三重県広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の運用を行っており、二次・三次救急医療を担う病院だけでなく、救急告示医療機関を含めた医療機関のEMISへの加入促進に努める。

②関係機関との連携体制の構築(健康福祉部、防災対策部)

- ・ 県で設置した医療審議会災害医療対策部会、DMAT・SCU連絡協議会等において、大規模災害に対応できる体制整備を行うとともに、災害医療ネットワークづくりを進める。
- ・ 各地域で設置した、医療機関、医療関係団体、消防本部、市町、警察、保健所等が連携した地域災害医療対策会議において、大規模災害に対応できる災害医療ネットワークづくりを進める。

③災害医療コーディネーター機能の確保（健康福祉部）

県災対本部に招へいする本部災害医療コーディネーターや地方部に招へいする地域災害医療コーディネーターによるコーディネーター機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。

なお、災害医療コーディネーターは、被災地における医療救護班等の派遣及び配置、患者搬送及び収容先医療機関の確保、災害時における適切な医療提供体制の確保に関し必要な助言及び調整を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

④災害拠点病院及び災害医療支援病院の整備（健康福祉部）

災害時に、災害拠点病院や災害医療支援病院等が連携して、円滑に災害時の医療を提供できる体制の整備を進める。

【災害拠点病院と災害医療支援病院の指定状況及び役割等】

医療圏	災害拠点病院		災害医療支援病院
	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	
北勢	県立総合医療センター	厚生連いなべ総合病院	桑名東医療センター 青木記念病院
		市立四日市病院	四日市社会保険病院
		厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿回生病院 亀山市立医療センター
		三重大学医学部附属病院	三重中央医療センター
		上野総合市民病院 名張市立病院	
中勢伊賀		松阪市民病院	市立伊勢総合病院
		済生会松阪総合病院	
		厚生連松阪中央総合病院	
南勢志摩		伊勢赤十字病院	紀南病院
		県立志摩病院	
		尾鷲総合病院	
東紀州			
役割・必要機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・ 重症傷病者の受入れ機能 ・ DMAT等の受入機能 ・ 広域搬送への対応機能 ・ DMATの派遣機能 ・ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能 <p>基幹災害拠点病院は、災害医療に関して、県の中心的な役割を果たし、研修を行うなど県内の災害拠点病院の機能強化を図る</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害拠点病院と連携し、又は支援し、主として被災地内の傷病者の受入及び搬送にあたる等、地域における必要な医療救護活動 ・ 医療救護班を派遣する体制の確保と様々な状況に応じた医療救護班の派遣 ・ 必要に応じて地域の医療機関等への応急用資器材の提供

⑤災害医療派遣チーム（DMAT）及び医療救護班の編成と訓練の実施（健康福祉部、防災対策部）

DMATは、各災害拠点病院において、国の養成研修を受講した者により編成する。

医療救護班は、災害拠点病院も含めた医療機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。

いずれも日頃から関係機関と連携した訓練の実施や参加に努める。
なお、DMATと医療救護班の基本的な編成は次のとおりとする。

ア DMAT 1 隊の基本構成

医師 1名
看護師 2名
業務調整員 1名

イ 医療救護班 1 班の基本構成

医師 1名
看護師 2名
事務職員等 1名

※災害の規模や種類に応じて、構成人数を増減する。

⑥患者搬送体制の整備（健康福祉部、防災対策部）

- ・広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の代替施設の設置場所の検討
「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容にかかる計画」において、三重大学グラウンドと宮川ラブリバー公園がSCUの設置場所とされている。
ただし、いずれも津波浸水予測地域にあるため、設置場所の変更や津波被害時の代替地について検討を行う。
- ・被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努める。
- ・病院間やヘリポートへの患者搬送手段の確保について検討を行う。

⑦ドクターヘリの活用体制の確保（健康福祉部）

- ・ドクターヘリの災害時における活用体制について、検討を行う。

⑧透析患者の対応（健康福祉部）

- ・透析が必要な患者について、透析医会と災害時の透析関連情報の連絡体制を構築する。
- ・透析患者の移送に備えて、地域別の透析患者数や透析施設等の状況把握を行う。

(2) 医薬品等の確保・供給体制の整備

①医薬品・衛生材料等の備蓄（健康福祉部）

- ・災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を県直轄で備蓄するとともに、関係機関に流通備蓄を委託することにより県内各地域をカバーする。

②医薬品・衛生材料等の調達・分配（健康福祉部）

- ・県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の医療機関等へ供給するとともに県内医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。
- ・必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。
- ・輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。

【協力機関及び役割】

三重県赤十字血液センター	血液製剤の供給
三重県医薬品卸業協会	医薬品・衛生材料の供給
一般社団法人三重県薬剤師会	〃

社団法人三重県医薬品登録販売者協会	〃
三重県薬事工業会	〃
三重県医薬品配置協議会	〃
東海歯科用品商協同組合三重県支部	歯科用医薬品・衛生材料の供給
三重県医療機器販売業協会	衛生材料の供給
一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部	医療用ガスの供給

③援助物資の活用（健康福祉部）

国及び他府県等からの援助物資（医薬品等）の活用を図るため、その受入れ及び供給体制を構築する。

(3) 医療機能の確保（健康福祉部）

二次救急医療機関等の施設の耐震化を計画的に進める。

■市町が実施する対策

1. 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1) 医療・救護体制の整備

①救護所設置候補地の事前指定

救護所の設置場所については、災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、消防署等周辺の公共施設及び空地等を、あらかじめ候補地として、選定・指定しておく。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

②自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣について郡市医師会等と協議して計画を定める。軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護に関する計画を定めておく。

なお、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

③救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

④医薬品等の確保体制

救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

(2) 医療・救護機能の確保

市町立病院等の施設の耐震化を計画的に進めるとともに、災害拠点病院等に対する水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

市町長は、あらかじめ医療施設の利用について郡市医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

2. 住民を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な薬等については、数日分を確保しておくよう促す。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 医療・救護体制の整備

- (2) 医療・救護機能の確保
- (3) その他必要な事項

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

(1) 医療・救護体制の整備

県の「医療体制の整備」、市町の「医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。
災害時医療・救護関係機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

(2) 医薬品等の確保・供給体制の整備

県の「医薬品等の確保・供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

(3) 医療・救護機能の確保

県の「医療機能の確保」、市町の「医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。
また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

■県民が実施する対策

(1) 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努める。

【担当課】

- ・ 消防・保安課、災害対策課、地域医療推進課、薬務感染症対策課、健康づくり課


【監修部隊】

- ・ 保健医療部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第4節 応援・受援体制の整備 (予防16)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内各地域における、県外及び県内の遠隔地方公共団体等からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受援体制の整備が十分でない。また、三重県内での応援体制についても十分な調整がなされていない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内各地域に広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また、三重県内での災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		<p>【県災对本部に関する対策】</p> <p>(1) 市町間の応援・受援等にかかる計画の策定及び体制の整備</p> <p>(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築</p> <p>(3) 防災関係機関の受援体制の整備</p> <p>(4) 応援協定団体の受援体制の整備</p>
		<p>【地方部に関する対策】</p> <p>(1) 県災对本部及び市町との災害時連携体制の構築</p>
		<p>【警察本部に関する対策】</p> <p>(1) 広域的な派遣体制の確保</p>
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築
市町		<p>(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備</p> <p>(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築</p> <p>(3) 防災関係課機関の受援体制の整備</p> <p>(4) 応援協定団体の受援体制の整備</p>
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 県災对本部に関する対策

(1) 県内市町間の応援・受援等にかかる計画の策定及び体制の整備 (防災対策部)

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築 (防災対策部)

既に締結している「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半

島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、国（指定地方行政機関）を含めた連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備（防災対策部）

国等県外からの応援が円滑に受けられるよう、公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画を策定していく中で、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

また、消防の応援については消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備（防災対策部等協定所管部局）

三重県が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

2. 地方部に関する対策（防災対策部、各地域防災総合事務所等）

(1) 県災対本部及び市町との災害時連携体制の構築

各地域防災総合事務所等の所管区域市町との連絡調整や災害情報の収集及び県災対本部への伝達を担うため、市町との連携体制の構築・整備を図る。

また、被害想定に基づき、事前の各地方部の役割分担及びこれに基づく災害時の連携体制を検討するとともに、防災訓練を実施する。

3. 警察本部に関する対策（警察本部）

(1) 広域的な派遣体制の確保

広域的な派遣体制を確保するため、警察災害派遣隊の整備を図る。

(2) 受援体制の整備

受援のために必要となる体制の整備を図る。

4. 防災関係機関を対象とした対策（防災対策部）

(1) 防災関係機関（自衛隊、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を実施し、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携を図る。

■市町が実施する対策

1. 市町（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力に努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

既に締結している相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

各市町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

2. 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

県の「防災関係機関（自衛隊、警察及び消防機関等）との連携体制の構築」に準じた対策等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備
- (2) 防災関係機関の受援体制の整備
- (3) その他必要な事項

【担当課】

・災害対策課、警備第二課

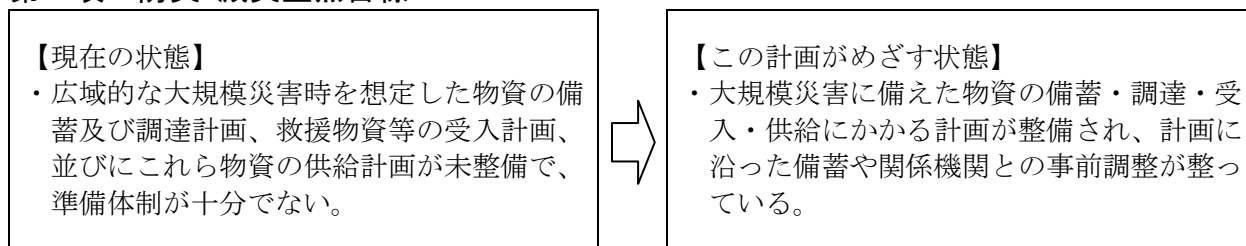
【監修部隊】

・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備 (予防17)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給計画の策定 (2) 庁舎、県有施設への災害時用物資等の備蓄 (3) 広域防災拠点施設への災害時用物資等の備蓄
	事業者及び事業者団体等	(1) 災害時の災害対策物資等の調達にかかる協力関係の構築
	県民	(1) 家庭における災害用備蓄の促進 (2) 地域における災害用備蓄の促進
市町		(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築 (2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄 (3) 孤立想定地域にかかる災害時用物資等の備蓄
	事業者及び事業者団体等	(1) 災害時の災害対策物資等の調達にかかる協力関係の構築
	住民	(1) 家庭における災害用備蓄の促進 (2) 地域における災害用備蓄の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等	県・市町	(1) 災害時の災害対策物資等の供給体制の構築 (2) 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
地域	(1) 避難先等への災害用備蓄品等の確保
県民	(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 県における対策

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給計画の策定（防災対策部、地域連携部）

県は、地震・津波等を想定し、災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給にかかる以下の対策項目を定めた計画の策定を検討する。策定にあたっては、市町及び防災関係機関との調整を図る。

- ・計画の対象とする災害時用物資等の品目
- ・備蓄の対象とする災害時用物資等の品目と数量
- ・備蓄場所及び備蓄数量
- ・災害時の調達対象とする災害時用物資等の品目と調達可能数量
- ・調達の体制及び調達の方法
- ・広域的な救援物資の受入体制
- ・応急対策期における食料や生活物資等義援品の受入体制
- ・物資等の集積場所としての広域防災拠点施設及びその周辺施設の活用手法
- ・物資等の荷役・仕分け要員の確保
- ・物資等の搬送手段の確保

(2) 庁舎、県有施設への災害時用物資等の備蓄（防災対策部、各地域防災総合事務所等）

庁舎や県有施設の災害時の役割等に応じた物資や機材等の備蓄を図る。(1)の計画策定後は計画に沿った備蓄を図る。

(3) 広域防災拠点施設への災害時用物資等の備蓄（防災対策部）

三重県広域防災拠点施設等基本構想に基づき、広域防災拠点施設に災害時の応急対策に必要な物資や機材等の備蓄を図る。(1)の計画策定後は計画に沿った備蓄を図る。

2. 事業者や事業者団体等を対象とした対策

(1) 災害時の災害対策物資等の調達等にかかる協力関係の構築（各物資等調達協定締結部署）

災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達態勢を強化する。

①食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに、県が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

精米については、県内の卸売業務を行う米穀販売業者の手持ちの数量及び協力できる数量の報告を求め、保有数量の把握を行っておく。

②生活必需品等について

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルート確保に努めるとともに、県が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

3. 県民を対象とした対策

(1) 家庭における災害用備蓄の促進（防災対策部）

各家庭が発災後3日以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。

(2) 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。

■市町が実施する対策

1. 市町における対策

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。

(2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄

避難所の場所等を勘案し、災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を図る。

(3) 孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄

災害時の孤立が想定される地域における災害時用物資等（食料等を含む）の備蓄を図る。

2. 事業者や事業者団体等を対象とした対策

県の「事業者や事業者団体を対象とした対策」に準じた対策を講じる。

3. 住民を対象とした対策

(1) 家庭における災害用備蓄の促進

住民に対して各家庭における発災後3日以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

(2) 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかける。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 災害時用物資（食料等を含む）の備蓄・調達・供給体制

(2) その他必要な事項

■災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等が実施する対策

1. 災害時の災害対策物資等の供給体制の構築

県と協定を締結した災害対策に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた災害対策物資等の供給体制の構築を図るとともに、県の実施する防災訓練等への協力に努める。

2. 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

県と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、県の実施する防災訓練等への協力に努める。

■県民が実施する対策

1. 家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭における発災後3日以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

2. 避難先等への災害用備蓄品等の確保

津波による浸水が想定される地域等においては、避難所や避難場所など、避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

【担当課】

- ・ 防災企画・地域支援課、災害対策課、地域連携総務課、各物資等調達協定締結課

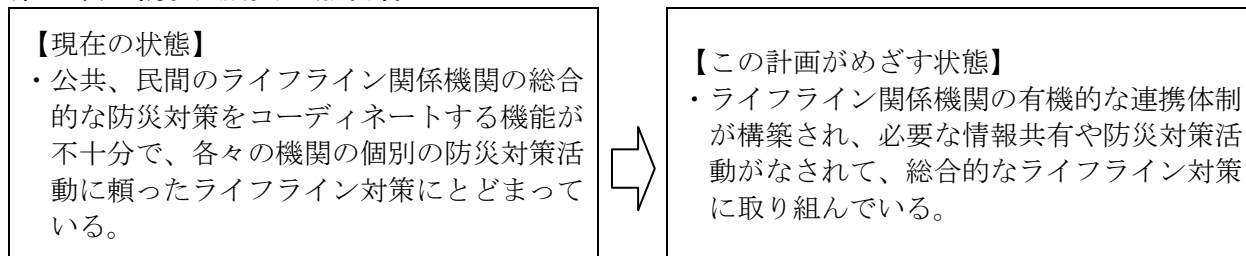
【監修部隊】

- ・ 総括部隊（総括隊）
- ・ 救援物資部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進 (予防18)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	施設利用者	(1) 上水道施設(県管理)を対象とした対策 (2) 下水道施設(県管理)を対象とした対策 (3) 工業用水道施設(県管理)を対象とした対策 (4) 発電所施設(県管理)を対象とした対策
市町	施設利用者	(1) 上水道施設(市町管理)を対象とした対策 (2) 下水道施設(市町管理)を対象とした対策

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動(啓発活動)
通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
鉄道事業者	(1) 施設の耐震化 (2) 災害対策用資機材等の確保 (3) 防災教育及び防災訓練の実施 (4) 災害対策体制の整備 (5) 災害時の広報体制の整備
一般乗合旅客自動車運送事業者	(1) 防災教育及び防災訓練の実施 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災教育及び防災訓練の実施

三重県石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 協定に基づく体制の確立
-----------	--

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 上水道施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の各市町等との連絡、協調に努める。

(1) 耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等には、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、市町の運搬給水への支援策として、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

「三重県水道災害広域応援協定(H9.10.21締結)」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書(H7.12.1締結)」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

<津波対策について>

(4) 津波浸水対策の実施

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

2. 下水道施設(県管理)を対象とした対策(県土整備部)

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずるとともに、市町においても同様の措置が講じられるよう指導する。

(1) 耐震性の強化

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置など災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保存（保管）する。

(3) 下水の仮排水及びし尿の応急処理体制の整備

下水道管理者は、管渠の損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保、また主管部に協力して仮設トイレの設置に対応するための体制を整える。

(4) 非常時の協力体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県・市町間の協力応援体制を整備する。

<津波対策について>

(5) 津波浸水対策の実施

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

3. 工業用水道施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の各市町や給水企業等との連絡、協調に努める。

(1) 耐震性の強化

工業用水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工を行う。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備を図る。

(3) 応急復旧のための体制整備

工業用水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、応急復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

また、保有している資機材での対応が困難な場合に備え、広域応援体制を整備する。

<津波対策について>

(4) 津波浸水対策の実施

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

4. 発電所施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

災害時における電気の供給を確保するため、発電所施設の予防保全を行い、日常の防災に努める。

(1) 発電所施設の被災防止対策

発電所施設の改良等に際しては、被災防止を考慮した安全設計施工を行う。

(2) 発電所施設の定期的な巡視、点検に基づく維持管理

発電所施設の維持管理に際しては、定期的に巡視、点検を実施する。

(3) 災害配備体制の確立と通信機能の確保

災害配備体制を確立し、保安通信回線の確保に努める。

■市町が実施する対策

1. 上水道施設(市町管理)等を対象とした対策

「<県が実施する対策> 1. 上水道施設(県管理)を対象とした対策」に準ずる。

2. 下水道施設(市町管理)を対象とした対策

「<県が実施する対策> 2. 下水道施設(県管理)を対象とした対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 上水道施設等を対象とした対策
- (2) 下水道施設を対象とした対策
- (3) その他必要な事項

■ライフライン関係企業が実施する対策

<電気事業者の対策>

1. 設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策及び耐火対策

災害に強い電力供給体制を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2. 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法をあらかじめ定める。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3. 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4. 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

<都市ガス事業者の対策>

1. 設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策

災害時の被害軽減、安全性強化を図るため、施設・設備の耐震性強化策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2. 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 災害時の広報体制の整備

ガス供給の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<LPガス事業者の対策>

1. LPガス供給施設・設備の防災対策の強化

LPガス充填所を管理する事業者は、充填所の耐震対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。また、耐震性機器の設置を促進する。

2. 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

三重県LPガス協会各地域LPガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内による緊急動員体制を整備する。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3. LPガス使用需要家への啓発活動の推進

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

<コミュニティガス事業者の対策>

「<ガス事業者が実施する対策> 1. 都市ガス事業者の対策及び 2. LPガス事業者の対策」に準ずる。

<固定通信事業者の対策>

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 <その他の防災関係機関が施す対策> 固定通信事業者の対策」に準じる。

<移動通信事業者の対策>

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 <その他の防災関係機関が施す対策> 移動通信事業者の対策」に準じる。

<鉄道事業者の対策>

1. 平常時の防災・減災対策

(1) 施設の耐震性強化

地震に対する被害軽減や安全性を高めるため、施設の耐震性の強化を計画的に進める。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の旅客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での地震・津波対策

2. 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 地震・津波情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

津波浸水予想区域内にあっては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

3. 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者の対策>

1. 平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の乗客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での地震・津波対策

2. 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 地震・津波情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- ③ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

津波浸水予想区域内にあつては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

3. 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<三重県石油商業組合の対策>

1. 設備面の災害予防

(1) 施設の災害対策

- ① 災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、給油所施設の耐震化とともに中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

2. 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

- ① 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における県と組合との連絡体制の整備を図る。
- ② 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に県から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について整備を図る。

■県民が実施する対策

1. ライフラインにかかる予防対策

県民は、地震・津波によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

【担当課】

- ・ 防災企画・地域支援課、大気・水環境課、農業基盤整備課、下水道課、水道事業課、工業用水道事業課、電気事業課

【監修部隊】

- ・ 社会基盤対策部隊（施設整備隊）
- ・ 被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第7節 防災訓練の実施 (予防19)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図上訓練では、新たな災害対策本部体制における各部隊の任務の分担や防災関係機関との連携・機能が十分検証できていない。 ・ 実動訓練では、発災後の様々な場面展開（発災後の被災者のニーズ変化など）を想定した訓練が実施できていない。



<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図上訓練では、総括部隊を中心とした県災対本部の機能が十分に発揮され、災害対応力が段階的に高められていく訓練を実施している。 ・ 実動訓練では、住民・地域等が主体となる自助・共助から防災関係機関が連携する公助までの一連の訓練を、発災直後から応急対策時期までの地域特性に応じた様々な場面を想定して実施している。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		(1) 総合防災訓練の実施 (2) 広域的な防災訓練の実施 (3) 情報伝達訓練、非常参集訓練等の実施 (4) 防災訓練時の交通規制 (5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証
	市町	(1) 市町が実施する防災訓練への支援
	自主防災組織等	(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援
市町		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画
	自主防災組織等	(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 県・市町等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 県における対策

(1) 総合防災訓練の実施(防災対策部)

大規模地震を想定した災害応急対策を中心とする総合防災訓練を継続的に実施する。
なお、各訓練を企画するにあたっては、東日本大震災等で顕在化した課題を考慮する。

①実動訓練

県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の3点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実施する。

②図上訓練

県災対本部及び地方部の各部隊、市町災対本部、防災関係機関が一体となった応急対策活動、それぞれの役割分担、連携等の防災体制を検証し、強化するため、図上訓練を実施する。

(2) 広域的な防災訓練の実施(防災対策部)

近隣府県との相互の応援体制を確立するために、地震・津波等による大規模な災害が発生し、被災府県等が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定した広域合同防災訓練を実施する。

①中部圏における広域防災訓練

中部9県1市、中部ブロックにおける応援・受援活動など連携した防災訓練を実施する。

②近畿圏における広域防災訓練

関西広域連合を含む近畿圏における応援・受援活動など連携した防災訓練を実施する。

(3) 情報伝達訓練、非常参集訓練等の実施(防災対策部)

職員の災害対応力向上による県災対本部態勢等の強化を図るため、情報伝達訓練や非常参集訓練などを実施する。

①情報伝達訓練

東海地震関連情報等に基づく全職員対象の情報伝達訓練を行う。

②非常参集訓練

時間外の発災を想定した全職員対象の非常参集訓練を実施する。

③災対本部設置訓練

県庁舎近隣に居住する職員(緊急初動対策要員)を対象とした、災対本部設置訓練を実施する。

④緊急地震速報行動訓練

県庁舎に勤務する職員及び来庁者に対し、緊急地震速報発表時における安全確保及び迅速な初動対応の訓練を実施する。

(4) 防災訓練時の交通規制の実施(警察本部)

防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、必要な限度で区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証(各部隊の平常時部局)

様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。
特に次の視点での検証を重視する。

- ①多様な主体と連携した災害対応（特に災害時要援護者対応）
- ②広域的な受援・応援活動
- ③時系列に沿ったフェーズごとの災害対応

2. 市町を対象とした対策

(1) 市町が実施する防災訓練への支援（防災対策部）

市町が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、災害時要援護者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。

3. 自主防災組織等を対象とした対策

(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援（防災対策部）

自主防災組織や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、災害時要援護者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。

■市町が実施する対策

1. 市町における対策

(1) 多様な防災訓練の実施

市町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、災害時要援護者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

(2) 県の防災訓練への協力・参画

市町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

2. 自主防災組織等を対象とした対策

(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

県の「自主防災組織や企業等が実施する防災訓練への支援」に準じた支援を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 防災訓練の実施内容
- (2) 自主防災組織等が実施する防災訓練への支援
- (3) その他必要な事項

■企業・事業者等の対策

1. 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2. 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

■自主防災組織等の対策

1. 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の津波避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるよう工夫する。また、訓練への災害時要援護者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2. 県・市町等の防災訓練への協力・参画

県や市町等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■県民が実施する対策

1. 地域等における防災訓練への参画

地域等の津波避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練への参画に努める。特に災害時要援護者を持つ家族等においては、積極的に訓練に参画するよう努める。

【担当課】

- ・ 防災企画・地域支援課、災害対策課、警備第二課

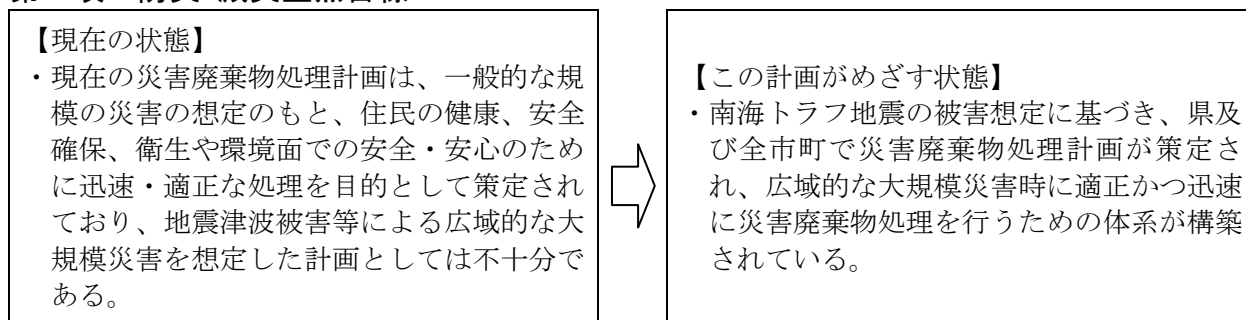
【監修部隊】

- ・ 総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。

第8節 災害廃棄物処理体制の整備 (予防20)

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		(1) 三重県災害廃棄物処理計画（仮称）の策定 (2) 広域的な協力体制の整備
	市町	(1) 市町災害廃棄物処理計画策定支援
市町		(1) 市町災害廃棄物処理計画の策定 (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物施設の耐震対策等

第3項 対策

■県が実施する対策

1. 三重県災害廃棄物処理計画（仮称）の策定（環境生活部）

南海トラフ地震等広域の大規模災害に備え、国の災害廃棄物対策指針に基づいて「三重県災害廃棄物の処理に関する業務手順書」を見直し、従前の情報収集や調整機関としての県の役割に加え、甚大な被害が発生した市町に対する災害廃棄物等の「処理の代行」や「広域処理の調整」等市町の支援を明確にした「三重県災害廃棄物処理計画（仮称）」（県計画）を策定する。

2. 広域的な協力体制の整備（環境生活部）

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

県と市町等が締結した、災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定めた「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県が被災市町等の要請を受けて応援調整を行うとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

(2) 応援体制の整備

県は、震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置き場の候補地の選定

県は、災害廃棄物等を、広域で処理するための仮置き場候補地を選定しておく。

(4) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定

災害時におけるし尿やがれき等の廃棄物処理について、以下のとおり応援協定を結んでいる

ことから、県が被災市町等から廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。

団体名	協定締結日
三重県環境整備事業協同組合	平成16年 3月 30日
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成16年 4月 28日
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成16年 10月 15日
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成26年 3月 日

(5) 災害時におけるし尿処理に関する応援協定

大規模災害の仮設トイレ、消臭剤、脱臭剤等の緊急資機材について、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく広域的な備蓄体制により確保する。

3. 市町災害廃棄物処理計画策定支援（環境生活部）

県は、市町が災害廃棄物処理計画を策定する際には、「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」に基づき市町計画の策定支援を行う。

また、市町計画が実行性のあるものとなるよう、人材育成のための研修会や関係団体等との連絡会議等を実施する。

■市町が実施する対策

1. 市町災害廃棄物処理計画策定

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、各市町の地域防災計画と整合を取り、「市町災害廃棄物処理計画」を策定する。なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置き場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

2. 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

県と市町等が締結した、災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定めた「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、ブロック内幹事市は県と必要な調整を行い、市町は、広域的な協力体制に努める。

(2) 応援体制の整備

市町は、震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置き場の候補地の選定

市町は、災害廃棄物等を、広域で処理するための仮置き場候補地を選定しておく。

3. 廃棄物処理施設の耐震対策等

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となり悪臭等周辺環境に影響を及ぼすこととなるので、耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備、断水時の対策等、平素から地震災害対策を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町災害廃棄物処理計画策定
- (2) 広域的な協力体制の整備
- (3) 廃棄物処理施設の耐震対策等
- (4) その他必要な事項

【担当課】

・ 廃棄物・リサイクル課

【監修部隊】

・ 社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部隊を指す。災害対策統括部隊については、「第3部第1章第1節 活動態勢の整備」を参照。